

官報

号外

平成十六年十一月四日

○第百六十一回国 衆議院会議録 第八号

平成十六年十一月四日(木曜日)

議事日程 第六号

平成十六年十一月四日

午後一時開議

第一 民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案(第百五十九回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員辞職の件

日程第一 民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案(第百五十九回国会、内閣提出)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(仙谷由人君外十六名提出)の趣旨説明及び質疑
独立行政法人日本原子力研究開発機構法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

議員辞職の件

○議長(河野洋平君) 議員都築謙君から辞表が提出されております。これにつきお諮りいたしたいと思ひます。

まず、その辞表を朗読させます。

(参事朗読)

辞職願

一 身上の都合により衆議院議員の職を辞したく
ご許可願ひます。
平成十六年十一月二日
衆議院議員 都築 謙

衆議院議長 河野 洋平殿

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

都築謙君の辞職を許可するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、辞職を許可することに決まりました。

日程第一 民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案(第百五十九回国会、内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長塩崎恭久君。

民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(塩崎恭久君登壇)

○塩崎恭久君 たゞいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年の社会経済情勢の変化に伴ひ、民事関係手続を国民がより利用しやすいものとするとの観点から、その手続の一層の迅速化及び効率化等を図るため、民事訴訟法等の見直しを行うものとしてあります。

本案は、第百五十九回国会に提出され、本年四月五日日本委員会に付託され、六月一日野沢前法務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、継続審査に付されていたものであります。

今国会では、去る十一月二日提案理由の説明を省略し、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(仙谷由人君外十六名提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案及び仙谷由人君外十六名提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を順次求めます。国務大臣細田博之君。

(国務大臣細田博之君登壇)

○国務大臣(細田博之君) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に先立ちまして、一言申し上げます。

本法案を初めとする四法案に条文の形式的な誤りがあったことにつきまして、まことに遺憾であり、深くおわび申し上げます。

政府としては、法案の条文誤りを防止するため、政府全体のチェック体制の強化などに取り組んできたところでありますが、今般、法案に誤りが生じたことにつきましては、まことに申しわけなく、重ねておわびを申し上げます。

今後、内閣法制局及び各府省における取り組みを改めて点検するとともに、これまでの取り組みのさらなる徹底を図り、全力を挙げて防止に努めてまいる考えでありますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

引き続き、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、いわゆる独占禁止法については、平成十四年の一部改正法に係る衆議院経済産業委員会の附帯決議におきまして、独占禁止法違反行為に対する抑止力強化の観点から、課徴金、刑事罰や公正取引委員会の調査権限のあり方を含めた違反行為に対する措置体系全体について早急に見直すこととされております。

また、政府は、平成十三年に閣議決定した今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針において、談合・横並び体質からの脱却と市場の活性化を図るため、競争政策の積極的な展開が求められているとしており、かかる観点から、本年三月に閣議決定した規制改革・民間開放推進三か年計画では、独占禁止法の措置体系の抜本的強化策の早急な実現を図ることとしております。

今回は、これらの閣議決定等を踏まえ、独占禁止法違反行為に対する措置を強化するために、不当な取引制限等に対して課せられる課徴金の算定率を大幅に引き上げることとし、あわせて課徴金減免制度を創設するとともに、審判手続に係る規定の整備、犯則調査権限の導入等を行うため、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、課徴金の算定率は、製造業等については現行法の六%から一〇%に引き上げ、小売業と卸売業についても、それぞれ三%、二%に引き上げることにしております。また、企業規模の小さい事業者に対しては、製造業等について現行法の三%から四%に引き上げるなど別に率を設定することとしております。また、課徴金適用対象については、その範囲を明確化し、また、他の事業者の事業活動を支配する私的独占等にも拡大することとしております。

第二に、みずからの不当な取引制限行為について公正取引委員会に対して報告等を行った事業者に対する措置として、課徴金を減免する制度を創設することとしております。

第三に、一層の適正手続の保障等を図る観点から、審判手続等に係る規定を整備し、また、犯則調査権限を導入することとしております。

なお、これらの改正は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(河野洋平君) 提出者海江田万里君。

(海江田万里君登壇)

○海江田万里君 私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました私的独占の

禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び趣旨を御説明申し上げます。

経済社会における公正かつ自由な競争の実現に向けて、経済憲法とも言われる独占禁止法の機能を高めていくことの重要性は言うまでもないところであります。これまでも、民主党は、政府・与党に先駆け、公正取引委員会の内閣府移管法案、官製談合防止法案、下請代金支払遅延等防止法改正案など、独占禁止法に関連する幾多の法案を提出し、多大の成果を実現してまいりました。

今回の独占禁止法改正の問題が提起された後も、私たちは、独占禁止法を抜本改正し、カルテル、談合などの違反行為を抑止し得る制度を実現すべきであることを強く訴えております。

しかるに、政府の改正法案の取りまとは、課徴金の大幅引き上げと措置減免制度の導入を性急に進めようとする公正取引委員会と、制度のゆがみの是正が先決だとして課徴金引き上げ等に反対する経済界との間で議論がかみ合わないまま迷走を続け、政府・与党は、自民党の二〇〇四年中に国会に独禁法改正案を提出するとの公約を形式的に守ることのみを優先させ、理念も哲学もない場当たり的な内容の独禁法改正案を提出するに至りました。

民主党は、この政府案は多くの矛盾と欠陥に満ちたもので、適正かつ効果的な独禁法の制度実現に逆行するものと考え、急遽、学界、経済界その他多くの有識者から意見を聴取した上、脱談合社会の確立、二十一世紀型経済憲法の制定を視野に入れた独自の対案をまとめることといたしました。

日本の経済社会において公正な競争を拒んできたのは、官主導の経済構造であり、その典型が官製談合です。今回の独占禁止法の制度改正は、まさにこのような構造の抜本的是正を目標とすべきです。そのために、私たちは、課徴金と刑事罰の併用による制度のゆがみの是正、透明で適正な手続の確立、官製談合に対する抑止力の強化という三つの理念に基づき、法案を策定いたしました。

以下に、政府案と異なる点に重点を置いて、本法律案の要旨を申し上げます。

第一に、制度のゆがみの是正に関して、政府案は、課徴金と罰金の関係について罰金の二分の一を課徴金から控除するという理論的根拠を欠く妥協的な調整を行おうとしていますが、本法案では、罰金の全額を課徴金から控除することとし、課徴金に罰金と同様の制裁的性格を明確に認める行政制裁金を導入します。

政府案でも違反事実の申告による課徴金の減免を導入しようとしていますが、本法律で導入しようとする行政制裁金では、それに加えて、企業の法令遵守体制の整備や調査協力の程度によつて最大五〇%までの制裁金の軽減を行い、その一方で、過去十年以内に、一回に限り違反行為をしたことのある事業者は五〇%、二回以上違反行為をしたことのある事業者は一〇〇%を超えた算定率を適用します。これにより、制裁金の額は、企業が違反行為の防止のためだけだけ努力しているかに応じたものとなります。

第二に、適正で透明な手続の確立のため、審判官の定員を五名から必要に応じて最大で二十名まで増員できるものとし、過半数を法曹有資格者とします。

さらに、制裁金の減免に關しても、政府案では、課徴金の減免に關して証拠収集や事実認定を行う公正取引委員会の審査当局の不当な裁量が働くことを防止する措置が全く講じられていませんが、本法案では、法曹資格者を中心とする行政制裁金減免調査官が審査当局から独立した立場で制裁金減免について判断を行う制度を新設することとしています。

第三の、官製談合に対する抑止力の強化のため、違反企業の官製談合構造の解明への協力のインセンティブを高める制度を導入し、民間企業だけが悪者にされ、官側の利権が温存される官尊民卑の構造を正します。

そのため、発注官庁職員の談合関与行為を申告するなどして官製談合構造の解明に協力した者には、他の軽減に加えて行政制裁金を二割減免します。

刑事告発のため、犯則事件の調査権限導入、確立した排除措置命令に違反する法人等への罰則強化行政制裁金の適用範囲を、価格カルテル等から、価格、数量、シェア、取引先を制限するカルテル・支配型私的独占、購入カルテルに拡大することなどについては、政府案と同様であります。

本法案の附則では、法律の施行後二年以内に、行政制裁金に係る制度のあり方、審判手続のあり方等について検討することに加え、法律施行後一年以内に、入札談合等に係る事件の発生に關する状況、入札談合等の実態等を勘案し、国等の職員が入札談合等に関与する行為の排除及び防止のための制度のあり方について検討を加え、所要の措置を講ずることを規定しています。また、不当廉売など不公正な取引を制限するための効果的な措

置についても、必要な措置を講じてまいります。以上が、本法案の提案理由及びその要旨であります。

本法律案は、自由で公正な経済社会の実現に向けた法体系・体制の抜本的改正へ道を開くものであり、法案成立に向けた強い決意を持ってこの国会に提出した次第であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。(拍手)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案(仙谷由人君外十六名提出)の趣旨説明に對する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。鈴木康友君。

(鈴木康友君登壇)

○鈴木康友君 民主党の鈴木康友です。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、たゞいま議題となりました民主党・無所属クラブ提出及び政府提出の私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案の両案につきまして、法案提出者、関係大臣に御質問させていただきます。(拍手)

自由で公正な競争は、新しい知恵と市場を生み、活力ある産業をはぐくみ、経済を成長させる原動力となります。しかしながら、全国各地に蔓延する官製談合に代表されるように、我が国は、

先進国に類を見ない規制・談合体質を温存しています。バブル崩壊後の失われた十数年、いまだ低成長の続く中で、自己責任原則に立脚した規律ある市場経済社会を築くことは、日本再生にとって喫緊の課題です。

競争を促す政策にとって最も大切なことは、官が支配する癒着行政から、民間の活力を引き出す市場政策への転換です。市場監視、行政監視のシステム構築が求められる中、独占禁止法を柱とする競争政策の確立が不可欠であり、政府、民主党ともに、この国会に独占禁止法の改正案を提出しました。しかしながら、政府が今般提出した改正案は、法案作成の過程が不透明であるとの指摘を受け、最終案が固まるまでに迷走を続けてきました。

独占禁止法は我が国の経済、産業のあり方を大きく左右する経済の基本法であり、そこが経済憲法と言われるゆえんでもあります。四半世紀ぶりの大改正と言われる今回の改正に当たり、それぞれの改正案がいかなる哲学、理念に基づくものなのか、さらに、それによって目指すべき経済社会の姿はどのようなものであるのかをまず明確にしなければなりません。また、改正の前提として、先進国の中で最悪とも言われる談合社会を築いてしまった責任の所在も明らかにすべきです。官房長官、民主党の法案提出者に答弁を求めます。

次に、今回の改正の柱となっている独禁法の措置体系である違反事業者に対する課徴金についてお伺いします。

政府はこれまで、課徴金の根拠について、違反事業者による不当な取引による利得、すなわち不当利得を剝奪するためと説明してきました。現行

法では、大企業の製造業の場合、その商品、事業の売上高の六％を課徴金の算定率としています。政府の改正案では、この算定率を大企業の製造業で一〇％に引き上げておりますが、景気の低迷が長引く中で企業の利益は全体として減少する傾向にあり、明らかに不当利得の幅を超えています。課徴金の根拠はいつから制裁に変わったのか、あるいは不当利得の剝奪という根拠のまま数字だけを引き上げたのか、それとも根拠不明の改正なのか、官房長官にお伺いします。

現行の独禁法は、独禁法違反事件の対象法人に對して課徴金と刑事罰が併科されるという、先進国に例を見ない二重処罰の構造を温存しています。

政府案においては、課徴金と法人刑罰併科の際には、前者から罰金額の二分の一の額の控除を認めることとしていますが、なぜ二分の一を差し引くのか、根拠が不明です。これで課徴金と刑事罰の關係が調整できると考えているのなら、理解に苦しみます。理念なき改正の妥協の産物としか受けとめられません。憲法で禁じている二重処罰を今回の改正で公式に認めたのでしょうか。仮に二重処罰でないとするれば、なぜ三分の一でなく二分の一なのか、官房長官の答弁を求めます。

民主党案では、性格のあいまいな現行の課徴金を改め、制裁との措置を明確にした上で、事業者の自己申告や法令遵守の度合い、繰り返し違反などに對し、柔軟に制裁金を減らしたりふやしたりする行政制裁金を導入するとしています。企業の捜査協力の度合い、法令遵守に応じた制裁金の減免制度も設けています。すべてにおいて中途半端な政府案と比べ、民主党案は、措置の体系につい

て根本から見直す方向をはっきりと打ち出しています。新たな制度の効果について、民主党の提案者のねらいをお伺いします。

次に、官製談合の問題についてお尋ねします。

公正取引委員会と独占禁止法は、公共調達をめぐり、とりわけ官公庁が関与する談合の防止、抑止については、これまで全く機能していませんでした。独禁法違反事件の刑事告発権限は公正取引委員会のみを与えられているにもかかわらず、ほとんど告発されていないのが実態です。

先日、新潟地検が、新潟市の幹部職員と建設会社の社長を刑法の偽計入札妨害罪容疑で逮捕しました。この事件は、公正取引委員会が独禁法違反で調査していたにもかかわらず、刑事告発を見送った案件です。官製談合に対する公正取引委員会の機能不全は明らかです。

政府の独禁法改正案では、民間企業への制裁だけは強化されていますが、談合にかかわる官の側への厳正な対処が見られません。自民党と官製談合は表裏一体とも言われております。今回の独禁法改正を主導してきた与党自民党の姿勢は、談合社会から抜け出せないその体質を改めて浮き彫りにしています。また、かけ声だけは立派でも、内容のない制度見直しを繰り返す小泉政権の特徴が、ここにも如実にあらわれています。官製談合の防止に向けて抜本的な対策を講じる覚悟があるのか、あるのならば、具体的な時期、その方策について官房長官にお伺いします。(拍手)

民主党案は、発注官庁職員の行為を申告した者には行政制裁金を追加的に二割減算すること、さらには官製談合防止法等の見直しについても附則に明記されており、政府案より大きく前進した案

と受けとめています。捜査当局と公正取引委員会のあり方など、官製談合撤廃に向けた決意と取り組みについて、民主党の提案者にお伺いします。また、予算執行や公共調達制度全体のあり方についてもお答えください。

さらに、公共調達に限らず、産業政策の観点からも、独禁法を中心とする経済司法の役割は、今後一段と重要になります。そこで、公正取引委員会の体制の見直しなどの基本的な考え方をあわせてお答えください。

次に、審判手続の見直しについて御質問いたします。

現行制度では、課徴金の対象となる違反行為に対する措置は、排除措置命令あるいは命令が出された後、課徴金納付命令が下されるという二段階になっています。さらに、排除措置命令、課徴金納付命令は独立した別の行政行為とみなされているため、両者の審判手続は別々に行われています。

法の実効性を高めるためにも、公正な審判手続は不可欠です。しかしながら、今回の政府案では、排除措置命令と課徴金納付命令を同時に行うこととしており、これでは、審判手続を経ることなく、双方に効力を生じさせてしまいます。政府案は、現行の事前審判手続による慎重な行政処分方式を規制側の一方的な行政処分方式へ転換するものであり、改悪と断ぜざるを得ません。

したがって、政府案は一たん白紙に戻し、再度慎重に検討すべきと考えます。官房長官、民主党提案者のそれぞれの御所見をお伺いします。(拍手)

透明なルールを確立する上でも、開かれた議論

が必要です。次に、改正に臨む政府・与党の姿勢についてお伺いします。

前回、昭和五十二年の大改正の際には、審議に二年以上の年月をかけ、最終的には五会派の賛成を得て改正案が成立いたしました。独禁法は経済の基本法、経済の憲法との認識に立てば、国会という開かれた場において、慎重かつ真剣な議論が必要で

ところが、今回、与党の皆さんが質問に立たないというのは、どういうつもりなのでしょう。か。あえて質問に立たないというのは、欠陥法案である政府案に対して、恥ずかしくて質問すらできないのではないかと判断せざるを得ません。今後、論戦の場は経済産業委員会に移りますが、与党議員の皆さんの真剣な取り組みを望みます。(拍手)

同時に、今回の改正の重要性にかんがみ、委員会においては、所管大臣の官房長官、経済産業大臣を初めとする関係閣僚全員の出席のもとでの審議を求めます。この点について、官房長官、民主党提案者の見解をお伺いします。

また、今回の改正案では、政府案、民主党案とも二年後に改正を予定しています。今回、意欲ある事業者がチャンスを広げる意味で、不当廉売の問題にも対処すべきでした。こうした積み残しの課題を含めた見直し作業は、今後、どこで、どのような手順を踏むべきなのか、民主党提案者の見解をお伺いします。

最後に、経済憲法である独占禁止法を真に二十一世紀にふさわしいものとするためには、国権の最高機関である国会の改革、そして何よりも政権交代が必要であることを改めて強調し、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣細田博之君登壇)

○国務大臣(細田博之君) 鈴木議員から、六問、質問をいただきました。

まず、改正法案について、その哲学、理念及び我が国における談合社会を築いてしまったことに係る責任の所在についてお尋ねがございました。

これまでも累次の法改正及び厳正な法執行に努めてきたにもかかわらず、カルテル等が引き続き、かつ繰り返し行われていることは、まことに遺憾であります。今回の改正法案は、競争政策を推進し、市場メカニズムをより機能させることが重要であるとの理念のもと、談合、横並び体質を一掃するためには現行の措置体系では十分ではないと考え、これを抜本的に強化するものであります。

次に、課徴金の考え方についてお尋ねがございました。

見直し後の課徴金制度は、不当利得相当額以上の金銭を徴収する仕組みとすることで行政上の制裁としての機能をより強めたものではあります。が、これまでもその法的性格は、違反行為を防止するために行政庁が違反事業者等に対して金銭的不利益を課すというものであり、この点は今回の見直し後も変わりではなく、課徴金という仕組みを残すことが適当であると考えます。

次に、課徴金と法人刑罰併科の際の二分の一調整についてお尋ねでございます。

本法案における課徴金と刑事罰の併科は、基本的には二重処罰の問題が生ずることはないと考えますが、両者は違反行為を防止するという機能面で共通する部分があるため、併科する場合には、この共通する部分に係る調整として、罰金相当額

の二分の一を課徴金額から控除することが政策的に適當であると判断したものでございます。

次に、いわゆる官製談合についてお尋ねがございました。

官製談合に関しては、政府としては、官製談合防止法の積極的な運用に努めているところでございます。一方、与党においては、議員立法により制定された同法の見直しについて検討がなされていると承知しており、政府としても、骨太の方針二〇〇四において、発注機関側に談合への関与があった場合の制裁の厳格化を検討するといったことを踏まえ、同法の積極的な運用に努めつつ、できるだけ早く所要の検討を行ってまいります。

次に、公正取引委員会における審判手続についてのお尋ねでございます。

本法案では、排除措置命令と課徴金納付命令を出すに当たっては、事前に事業者へ通知して意見申述等の機会を付与し、さらに、当該命令に不服がある場合は各命令について審判を行うこととするものであり、審判手続について一層の適正手続の保障を図ることができると考えております。

最後に、所管委員会における関係大臣の審議出席についてお尋ねがございました。

委員会の審議における関係大臣の出席については、所管委員会において、従来の慣例にかんがみ、その必要性等を踏まえて御判断されるものと考えております。

内閣としては、委員会における御議論を踏まえ、適切に対応していきたいと考えております。

(拍手)

〔原口一博君登壇〕

○原口一博君 鈴木議員にお答えします。

民主党は、経済回復の足を引っ張り、そして我が国の経済を根本から腐らせている談合社会、これに終止符を打ち、古い依存と分配の政治、官僚社会主義、これを排除したい、二十一世紀にふさわしい経済憲法を確立すべく、独禁法改正案を提出いたしました。

ルールにおける競争が国際競争の本質になっていきます。私たちは、一刻も早く、確固たる戦略のもと、経済、司法の大改革に踏み出さなければなりません。趣旨説明でも申し上げたように、第一に、明確で公正なルール、そして第二に、透明な手続、審判、そして第三に、官製談合の撤廃、この三つを大きな理念といたしております。

私たちが目指す経済社会のビジョンでございますが、日本は今、官僚主導の保護主義、画一主義、そして、もたれ合い、癒着の構造が行き詰まり、時代の変化に対応できていません。構造改革というのだたら、ここが一番の構造改革ではないでしょうか。(拍手)旧来の思考と利権構造から抜け出せない旧体制を打ち破り、当面する諸課題を解決することによって、ゆとりと豊かさの中で人々の個性と活力が生きる、新しい経済社会を創造しなければなりません。

民主党は、だれもが創意工夫と努力で自分が選択する市場に参入でき、それが新しいビジネスを生み出し、経済発展と雇用を生む経済社会の構築を目指して構造改革に取り組めます。そのため、公正な市場のルールの確立を求めていきます。ただただ罰を重くすればいい、そういう問題ではありません。経済的規制は原則撤廃、自由と人間の尊厳を守る、この社会的規制は、私たちはしっかりと保障をしていきたいと思っています。

市場ルールに基づいた自由、自己責任、透明性を原則とする経済への転換を図ります。企業が法令を遵守すること、コンプライアンス、これを支援することを経済政策の柱と位置づけ、独禁法の遵守、株式公開企業の情報開示、社内監査制度の強化、企業役員の責任の明確化などを支援する政策を講じてまいります。

鈴木議員の御指摘のとおり、先進国でも最悪と言われる、ぬえのような談合社会を築いてしまった責任の所在を明らかにすることも必要です。省庁の縦割り、政官業癒着の構造の弊害を乗り越えて、政治主導で大胆な改革に取り組む必要があります。

民主党は、これまで既得権益の構造から排除されてきた人々、まじめに働き税金を納めている人々、困難な状況にありながら自立を目指す人々の立場に立ちます。今独禁法の改正に際しまして、主権者、殊に納税者、そして消費者の視点でこの独禁法の改正に取り組んだことを付言いたしておきます。

続きまして、新たな制度の効果についての御質問でございます。

従来、課徴金制度は、不当利得の剝奪を論拠としてきたために、個々の事件の重大性、悪質性に対応できない硬直的、固定的な制度でした。他方で、刑事罰との関係がいまいなままで、接ぎ木的に法改正が繰り返され、実体は異質な経済法となっていました。その結果、違反行為に対する抑止力の効果は小さかったと受けとめています。告発指針が発表されて以来、七回の告発です。大きなカルテルや、あるいは談合といったものは見過ごされてきたのではないのでしょうか。

課徴金を行政制裁金に改め、事件の重大性、悪質性の程度に応じて課徴金の額を加減算する仕組みとしております。結果として、最大、当該商品の売上高の二〇％の制裁金が科される内容となっており、悪質な事犯に対する抑制効果も大きいものと考えます。これは、消費者、納税者の要請にこたえるものです。

他方で、措置減免制度におきましては、政府案に盛り込まれていない調査への実質的な協力、独占禁止法違反を防止するための体制など、企業の法令遵守、コンプライアンスへの取り組みが課徴金の量定において正当に評価される制度を講じることとしています。

さらには、課徴金と刑事罰との調整方法につきましても、前者から罰金額の二分の一に相当する額を控除するという、あいまいで目的も不明な政府案と違って、行政制裁金から罰金額の全額を控除するという制度を盛り込みました。将来的には、事業者に対する制裁は行政制裁金一本にして、刑事罰は行為者個人のみを対象とする措置体系の見直しに筋道をつけるものであり、諸外国の独占禁止法とも整合性のとれたものであると確信しております。

新たな制度の効果についてとの御質問でありましたが、以上の諸点にかんがみれば、私たちの法案は、重大かつ悪質な独禁法違反を抑制することともに、他方で、独禁法を遵守する事業者の取り組みを支援するものになる、そういうふうと考えております。結果として、産業競争力の強化、中小企業、ベンチャー企業の新分野への参入を促進し、自由で公正なルールの確立に資するものと考えております。

よろしく御審議をお願い申し上げます。(拍手)

(近藤洋介君登壇)

○近藤洋介君 民主党の近藤洋介です。鈴木康友議員の質問にお答えします。

公正な競争を実現する法体系と体制を整えることは、自由主義経済を標榜する国家の基本戦略です。この中で、公正取引委員会は市場の番人という重要な役割を担う行政機関です。しかしながら、過去において、そして現在においても、公正取引委員会は本来の機能を発揮できずに来まして、このことは、我が国の産業の再生にとって、そして雇用の拡大にとって、大きな足かせとなっています。

小泉内閣は発足以来、表看板として掲げている官から民へのスローガンとは裏腹に、実際には不透明な行政介入による産業政策、そして金融の再建劇を繰り返してきました。最近の代表例は、大手流通企業のダイエー再建であります。同社幹部を一時的に拉致したとも伝えられている経済産業省の動きは、行政指導を柱とする旧来型の産業政策への先祖返りであり、その姿はある意味こっけいですらありました。(拍手)このような政権のもとで提出された今回の独占禁止法改正案が数多くの矛盾と欠陥を抱えているのは、ある意味で当然のことと受けとめています。

鈴木議員が指摘をされた審判手続の変更は、政府案に盛り込まれた最も重大な欠陥であります。審判手続を経ることなく課徴金納付命令の効力を生じさせる制度の導入は、適正手続の保障に著しく反するものであり、強く反対いたします。単に、反論や証拠提出の機会を与えただけで行政処分を発してそれに従わせようとする政府案は、時代錯誤的な官尊民卑の発想そのものであり、事業者の権利に対する著しい侵害であります。

審判の迅速化が必要であるからといって、適正な手続を無視してよいというものでは決してないのであります。民主党といいたしましても、現行の審判手続には改善の余地があるとは考えておりますが、現在、審判官の法曹資格者の登用といった対策で十分に対応できると考えます。

自由で公正な競争は、民間の創意と工夫を促し、新たな市場と産業をつくり出します。一方、競争のない閉鎖的な市場にいる企業は衰退いたします。独禁法の適用を除外されて、行政指導のもとで不況カルテルを結び、役所のシナリオに従って設備廃棄や企業再編を行ってきた産業は、ほぼ例外なく国際競争力を失ってきました。

昭和三十年代に財閥系企業が当時の花形産業として資本力と人材を傾注した石油化学産業が、欧米企業に惨敗を続けてきた経緯、近年では、パブル崩壊後の我が国の金融界の衰退がその代表例であります。最も成功した社会主義国家とやゆされた我が国の構造を立て直す意味でも、業者行政から真の意味で決別すべきです。独占禁止法を柱とする競争政策は、我々民主党が考える新たな産業政策の根幹であると考えます。

市場での競争が激しくなればなるほど、その参加者に規律を求める独禁法の改正において、透明な運用、そして執行体制が何よりも重要です。民主党案は、審判官の資質を見直し、さらには、公取委の裁量が不当に行使されることのないよう行政制裁金減免調査官の設置を盛り込みました。さらに、審査部門と調査部門に厳しいファイアウォールを設けることを目標に、具体策を講じております。

また、複雑化する経済取引、経済犯罪に対応するため、現在は、公正取引委員会、証券取引等監視委員会など、政府部内にはばらばらに置かれていた市場監視部局の再編成も検討課題と考えます。同時に、公正取引委員会からの審判部門の分離・独立も視野に置き、総合的な経済司法体制の確立が必要と考えます。

続いて、官製談合の撤廃に向けた民主党案の考え方についてお答えいたします。

国、地方の政府が一年間に発注する公共調達の規模は、一年間に約六十五兆円とされています。国内総生産の一割を超える巨大な市場です。公共工事に限らず、文房具からコンピュータシステムに至るまで、公共調達をめぐる不公正な取引や談合の疑惑が相次いで指摘されております。政官業の癒着構造の温床であり、この構図が現在の自民政権を支えております。(拍手)

発注官庁の職員が入札談合に関与するいわゆる官製談合は、やる気と能力のある企業のチャンスを奪い、国内の市場を大きくゆがめています。同時に、税金を食い物にする、いわば納税者に対する背信行為であります。民主党案は、官製談合の撤廃を今般の改正の目玉と位置づけ、公共調達に関する制度を刷新するための橋頭堡といたします。(拍手)

官製談合防止法の改正では、入札談合に係る不当な取引制限を唆した官公庁の職員を刑事罰対象とする、いわゆる唆し罪の規定を創設すべきと考えます。その具体化に向け、早急に作業を進めております。

また、捜査当局と公正取引委員会の連携も重要です。今回の法案には含まれておりませんが、検察、警察当局の公正取引委員会に対する協力義務につきまして、別途条文を取りまとめております。二年後に控えた第二次改正に盛り込む考えです。

鈴木議員の御指摘のとおり、独占禁止法の制裁の強化だけでは、官製談合は根絶できません。入札契約制度の見直しを柱とする公共調達の抜本改革が必要です。同時に、現在の単年度主義の予算・会計制度の見直しも急務であります。発生主義・会計制度の導入、情報公開制度の充実も含め、会計制度を根本から見直す必要があります。さらに、国会と国民が行政を監視、評価するため、国会内に行政監視院を設置すべきです。

民主党案、政府案とも、二年以内の見直し規定を設けております。しかしながら、政府案は、官製談合の問題に一切触れておりません。政府には、現状を改正しようとする意思も感じられません。道路公団の改革など、小泉内閣が打ち出してきた数々の自称改革路線と同様に、その場を取り繕うアリバイ工作を重ねています。

民主党による今回の改正案提出は、脱談合社会の実現に向けて着実な一歩を踏み出し、税金の使い方を透明にし、公正で自由な市場を活用することと日本再生の展望を切り開こうとする、不退転の決意に基づくものであります。

最後に、独占禁止法の改正に当たり、民主党と政府では、その志、手法と姿勢、目指すべき姿が全く異なる点を強調して、答弁いたします。(拍手)

(吉田治君登壇)

○吉田治君 鈴木議員の御質問にお答えを申し上げます。

二点ございます。

まず一点は、委員会におきまして、関係閣僚の議員の出席を求めるといふもの。

まずは、本日のこの本会議において、与党議員が質問に立たなかつたことは極めて遺憾であります。この法案は、経済憲法とも言われる大変重要な法案であり、健全な議会制民主主義の発展のためにも、与野党で論戦を闘わせていくことは当然のことと考えます。(拍手)

さて、御質問の、今後の経済産業委員会における審議におきまして、所管の官房長官は出席を当然とし、付託される経済産業委員会所管の経済産業大臣も、経済憲法の審議でありますから、当然、常時出席をすべきものであります。また、司法制度、公共工事との関連性にかんがみますれば、法務大臣、国土交通大臣、その他の大臣も極力出席をして、政府としては内閣を挙げて審議に取り組むべきものと考えます。

特に、鈴木議員の指摘のとおり、昭和五十二年の大改正の際は、審議に二年以上の歳月をかけ、全会一致で法案成立にこぎつけております。経済憲法たる独禁法の大改正となれば、そのくらいの時間をかけ、国会の総意としての成立を図るのは至極当然のことであります。

そして、全国的な議論を呼び起こしていくためには、参考人の意見聴取は最低限必要であり、中央レベルはもちろんのこと、地方でも公聴会を開催して、幅広く国民の意見を聞くことが望ましいと考えております。

さて、二点目の質問でございます。

二年後の改正を、政府案、また民主党も予定をしております。しかしながら、この二年後の改

正を私も民主党が入れざるを得なかつたのは、最初に法案を政府が二年後の改正として提出したからであります。特に、排除措置命令制度、課徴金納付命令制度、審判並びにこれらの手続について、問題、課題があると言わざるを得ません。まさに欠陥法案という言い方が当てはまると言つても言い過ぎではないと思います。

さて、不当廉売の問題であります。

鈴木議員御指摘のとおり、私たちも不当廉売の問題にも厳正に対処していきたいと考えております。不当廉売や差別対価につきましては、過去二十年を見ても、一件の審決も下されてないという状況にあります。民主党の改正案におきましても、行政制裁金の適用範囲を不当廉売にも適用できると考えておりますが、さらなる法改正も視野に入れて、今後の課題として取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、不当廉売等に関連し、複数回にわたつて注意や警告を受けるような累犯的な行為に対しては、行政制裁金を導入することを検討していく所存であります。さらには、行政制裁金の適用範囲を排除型の私的独占にも広げていくことについては、その是非も含めて議論を深めていきたいと考えております。

一部の大型店、量販店による不当廉売、チラシの不当表示等が中小小売店の経営を圧迫しているという声も聞いております。とすれば、独禁法本体の改正は当然のこととし、不当景品類及び不当表示防止法、すなわち景品表示法のあり方についても検討していく必要があると考えております。

不当表示の問題は、消費者が不利な扱いを受けることにもつながることであり、重要な問題として

位置づけるべきと考えております。

質問にもございましたように、政府案、民主党案とも二年後の改正を予定しておりますが、政府案に比較すれば、民主党案の方が見直しの骨格をはつきり打ち出していると思っております。

繰り返しもなりますが、私たちの案では、事業者に対する制裁は課徴金に一本化し、刑事罰は行為者個人のみを対象とする措置体系の見直しに道筋をつけていること、政府案では全く触れていない官製談合防止法の見直しにも触れていること、公正な審判制度の確立に資する措置が盛り込まれていること等、将来の改正に向けた明確なビジョンが示されております。

今回提案した民主党の独禁法改正案の成立に向けて全力を尽くすとともに、第二弾の独禁法の改正並びに官製談合防止法の抜本改正に向けて努力を傾注してまいる所存であります。

以上の決意をもって答弁とさせていただきます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

独立行政法人日本原子力研究開発機構法案

(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、独立行政法人日本原子力研究開発機構法案について、趣旨の説明を求めます。文部科学大臣中山成彬君。

(国務大臣中山成彬君登壇)

○国務大臣(中山成彬君) 独立行政法人日本原子力研究開発機構法案について、その趣旨を御説明いたします。

特殊法人等改革につきましては、平成十三年六月に成立した特殊法人等改革基本法にのっとり、同年十二月に特殊法人等整理合理化計画が策定されたところであります。

この法律案は、特殊法人等整理合理化計画の実施の一環として、特殊法人である日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構を解散した上で統合し、新たに原子力に関する研究開発を総合的に実施する独立行政法人日本原子力研究開発機構を設立するためのものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、本独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。

第二に、本独立行政法人の役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置くこととし、監事を除く役員数を現在の役員数と比較して大幅に削減することとしております。

第三に、積立金の処分方法、権利義務の承継、主務大臣等について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、法律案の趣旨でございます。(拍手)

独立行政法人日本原子力研究開発機構法案

(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) たいだいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。青木愛君。

(青木愛君登壇)

○青木愛君 青木愛でございます。私は、民主党、無所属クラブを代表しまして、

本日提出されました日本原子力研究開発機構法案に関し、原子力開発にかかわる若干の問題点と、日本原子力研究所と核燃料サイクル機構の統合にかかわる幾つかの疑問点について質問いたしたいと思ひます。(拍手)

まず、この統合問題について触れる前に、政府の原子力エネルギー政策について、その基本的姿勢を改めてお尋ねいたします。

原子力開発政策、とりわけ核燃料サイクルについては、いまだ、その安全性や経済性について議論が尽きず、今日に至っても十分な国民的コンセンサスが確立しているとは言えない状況にあります。しかし、現実には、青森・六ヶ所村で核燃料サイクル施設が、また北海道・幌延町には高レベルの放射性廃棄物の処理に係る施設が整備されるなど、最終処分の見通しも立たないまま、事態が進行しております。

私は、ここで核燃料サイクル政策については、もつと多様な角度から専門的な吟味が必要ではないかと感じていますし、もつとオープンな形で国民的な議論を呼び起こしていくことも重要ではないかと思っております。(拍手)

核燃料サイクルの現実には、既に高速増殖炉を前提とした構想が事故で中座し、いま一つのブルサマル方式への切りかえもその進展のめどが立っているとは言えない状況です。その上、最終処分も含めたコスト面での難題があることも発覚いたしました。当面、無理な再利用を避けて、中間貯蔵の整備に力を入れるべきだと専門家の声も出ております。

にもかかわらず、国の原子力委員会は、先ご

ろ、使用済み核燃料の再処理政策の継続を決定したと報道されています。なぜ、それほどまでして先を急ぐのでしょうか。政府は、このたびの原子力二法人統合問題を処理するに際して、まず、これまでの核燃料サイクルについてどのような自己点検を行い、そして、今後の核燃料サイクルのあり方についていかなる検討をされたのでしょうか。

日本の原子力政策は、内閣総理大臣の諮問機関である原子力委員会の長期計画に示され、核燃料サイクルについても、この中でその推進がうたわれております。また、閣議においても、当面の核燃料サイクルの推進について全閣僚の了解を得ております。つまり、その直接の事業主体が何であろうと、日本の核燃料サイクル事業は国策に基づいて推進されているわけです。

青森・六ヶ所村では、核燃料サイクル施設の稼働については、地元のみならず、専門家の間でも強い異論や懸念が出ていることは政府も御承知のとおりです。この施設の事業主体は民間の日本原燃株式会社ですが、政府が青森県との間で核燃料サイクル協議会を開き、その着実な推進について合意しておりますとおり、国はその重要な責任主体として機能をしているわけです。

先ほども申しましたが、国の原子力委員会は、先ごろ、使用済み核燃料の再処理政策の継続を決定し、この六ヶ所村の再処理工場の稼働を延期すべきだとの声があつたにもかかわらず、あえてその推進を改めて表明したと報道されています。間もなく着手する六ヶ所村の再処理工場の稼働時期に合わせて、このたびの方針を発表したのではないのでしょうか。これからゼロベースの見直しをし

なければいけないというときに、事業の推進だけしか考えようとしていない、そうした姿勢が露骨に示されていると感じます。

原子力政策における政府の役割は、焦らず、冷静に、五十年、百年の単位で物事を推しはかり、将来世代に対しても責任の持てる判断を下すことだと思いますが、一体、政府は、六ヶ所村で核燃料サイクル施設の稼働が開始されようとしているこの動きについて、どのように評価され、判断されているのでしょうか。ぜひ、明快にお答えをお願いいたします。(拍手)

さて、本件の日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構の二つの法人統合は、それぞれに、原子力開発という共通する課題を有しているとはいへ、その事業目的や事業内容が全く異なるものであり、原子力開発それ自体の必要性から生じたものとは思えません。今回の処置は、もともと、九八年に成立を見た中央省庁改革基本法及び二〇〇一年の特殊法人等整理合理化計画に基づくものであり、単なる行政改革の遂行にすぎないのではないかと考えられます。

私は、行政改革の必要性そのものを否定するものではありませんが、そもそも、何のための統合なのか、今後の原子力エネルギー政策の目的とどう関連をするのか、このことが明確でなければ、せっかくの行革もその真の成果を果たすことはできないと考えます。(拍手)

先ほども申しましたが、核燃料サイクルの確立は、いわば国家のエネルギー戦略にかかわるものであつて、国の責任において取り組むべきもので

あります。政府は、これまで旧動燃、現在の核燃料サイクル開発機構を通じて実際の事業を推し進めようとしておりますが、果たして、この国家戦略に係る重要施策を推進する仕組みとして、独立行政法人という自律性、経営性の確保が求められる仕組みがいかなる理由で合理的だと判断されているのでしょうか。我が国の核燃料サイクル政策に係る実際の事業をどこがどのように推進するおつもりなのかとあわせて、その理由についても具体的にお願いします。

ここから先は、文部科学大臣の答弁をお願いいたします。

私は、今後の日本の原子力政策に係る研究開発の重点の一つは、新たに核燃料サイクル施設を増設すること以上に、現在稼働している五十二基の原発から大量に出される放射性廃棄物や廃炉に伴う廃棄物、そして再処理によって生まれる高レベル放射性廃棄物の処理処分に関する技術開発であると思っております。

しかも、その研究開発はいまだ十分に進んでいないものとは言えない上、その実際の処理処分には膨大なコストがかかるとも言われています。特に、日本は国土が火山性地帯に覆われ、安定した地層に乏しいと言われております。単に原子力研究ばかりでなく、その処理処分に必要不可欠な地質学的、地質学的研究などを含めた研究開発の充実が求められているのです。

仮に原子力二法人を統合するにしても、こうした目標を明確にし、かつ、これらの分野に新たな専門家を育成し、国民の将来に対する不安を払拭していくことが何よりも求められているのではない

いでしようか。原子力研究にかかわる人材育成に
関する基本方針と、新たに創設される日本原子力
研究開発機構の位置づけについての政府の答弁を
求めます。(拍手)

ところで、もともと、原子力研究所と核燃料サイ
クル開発機構の設置法では、いずれも文部科学大
臣による理事長の任命に際して原子力委員会の同
意を要するとしていますが、このたびの日本原子
力研究開発機構法案においては、この同意は不要
とされ、その意見を聞くだけでよいとなっており
ます。

また、原子力研究所の業務の実施は、原子力委
員会及び原子力安全委員会の議決を経て、文部科
学大臣が定める基本計画に従って実施されなけれ
ばならないとされているにもかかわらず、本法律
案では、基本計画に関する規定は設けられており
ません。

さらに、その役割、機能を継承すると思われる
中期目標の策定に関しましても、原子力委員会の
意見を聞くこととされるにとどまり、原子力安全
委員会の関与は全く定められていないのでありま
す。

これは、内閣府のもとに置かれた原子力委員会
及び原子力安全委員会の監視下にあつた研究開
発、応用技術開発が所管省庁のコントロール下に
置かれることを意味し、まさに、国家戦略として
のエネルギー政策の確立とは逆行するものである
と言わざるを得ません。一体どのような判断から
こうした結論を得たのか、政府の明確なお考えを
お尋ねいたします。(拍手)

じて策定する長期計画に基づいて遂行されること
になっていきます。さまざまな事故の続発や原子力
開発にかかるコスト計算の相次ぐ修正などにかん
がみると、今必要なのは、計画と実施状況に大
きなずれが生じたときにどこも責任を持たないとい
う無責任な目標設定ではなく、放射性廃棄物の
最終処分までを含め、技術的、社会的にも実行可
能性が高く、信頼度の高い技術と管理システムに
裏づけられた、しっかりとした長期計画を打ち立
てることだと思えます。

その長期計画の見直し作業がおよそ一年後に控
えているというときに、行政改革を理由として拙
速に新機構の立ち上げを急ぐ理由は一体どこにあ
るといえるのでしょうか。本統合については、新た
な原子力長期計画に基づき、そこで示された基本
方向に沿ってそのあり方を構想すべきであると思
えますが、いかがでしょうか。改めて政府の見解
をお尋ねいたします。(拍手)

民主党は、今後の原子力エネルギー政策を推進
するに際して最も重要なことは、何よりもまずそ
の安全を確保することだと主張しております。し
かるに、本法案は、事業推進のための研究開発を
強調するものの、この肝心の「安全」の文字が法律
の目的に登場してはこないのではありません。

原子力による被害は、余りにも深刻で悲惨なも
のです。それは、直接の被害者の健康を損ねるば
かりでなく、子々孫々に至るまで、取り返しのつ
かない被害を及ぼすことにもなるのです。安全に
対する配慮は、どれほど尽くしても尽くし切れな
い、最優先の課題だと考えます。そのために要す
る研究開発やシステム設計に係る問題をなぜ正面

から取り扱おうとはせずに、ひたすら事業の推進
を強調するのでありましようか。私には理解でき
ないのでございます。

この安全という重要な目標をなおさらに、核燃
サイクルの推進を前面に押し立てるこの法案に
は、致命的な欠陥があると考えますが、いかが
でしょうか。政府の御見解をお示しく下さい。
(拍手)

日本は今、新しい世紀を迎えて、どのような国
づくりを進めていくのかという大問題とあわせ
て、地球環境や生態系のあり方を見通した新エネ
ルギー政策を大胆に推し進めていかなければなら
ないときを迎えております。専ら原子力開発にか
かわる政府の姿勢をお尋ねしてまいりましたが、
政府に今求められているのは、原子力のみなら
ず、水素エネルギーの開発利用、風力や波力など
の自然再生エネルギーの活用など、多様な分野に
及んでいます。

政府は、この多角的なエネルギーの開発、とり
わけ自然再生エネルギーの開発と利用について、
我が国のエネルギーバランスの確保の中でどのよ
うに位置づけ、推進しようとしているのか、経済
産業及び文部科学大臣にその基本的考えを最後に
お尋ねしまして、私の質問を終わらせていただき
ます。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣 中山成彬君登壇)
○国務大臣 中山成彬君 青木議員にお答えいた
します。

まず、六ヶ所村の核燃料サイクル施設の稼働に
対する評価、判断についてのお尋ねであります。

原子力長期計画やエネルギー基本計画にあると
おり、エネルギー資源に乏しい我が国としては、
原子力発電による長期的なエネルギー安定供給の
確保等の観点から、核燃料サイクルの確立は重要
であると考えております。

文部科学省としては、民間における核燃料サイ
クル事業についても、これら原子力委員会等の方
針に沿って適切に進められるべきものと考えてお
り、核燃料サイクルの研究開発を担当する立場か
ら、事業の円滑な推進に寄与すべく、今後とも努
力をしてまいります。

核燃料サイクル確立という重要施策を推進する
仕組みとして独立行政法人を選出した理由、及び
実際の事業をどこがどのように推進するのかにつ
いてのお尋ねであります。

独立行政法人は、公共上の見地から実施が必要
な事業を、国が定める業務運営の目標にのっと
り、自主性を持って、効率的かつ効果的に実施す
ることを任務とするものであります。したがって、
核燃料サイクル確立に向けた研究開発という
国の重要施策を実施する枠組みとして適切であり
ます。

また、新機構が中心となつて核燃料サイクルに
かわる研究開発を推進し、その成果を民間事業
者に移転し、実用化は民間事業者が主体となつて
行うものと認識しております。

次に、放射性廃棄物の処理処分などの原子力研
究にかかわる人材育成についてのお尋ねでありま
す。

原子力の研究開発利用を安全かつ着実に進めて
いくためには、放射性廃棄物の適切な処理処分等

が必要であり、このための優秀な専門家等の確保が必要であると認識しております。新機構法においては、原子力に関する研究者及び技術者の養成及びその資質の向上を業務として明確に位置づけられており、人材養成事業を着実に実施させるとともに、新機構による大学等の教育研究に対する協力を推進してまいります。

次に、理事長の任命及び中期目標の策定について、原子力委員会の意見を聞くことと定め、原子力安全委員会の関与を定めなかった理由についてのお尋ねであります。

新機構については、我が国の原子力の研究開発体制における特別な位置づけと、独立行政法人制度の趣旨である主務大臣への責任の集中及びその範囲の明確化という要請との整合性を確保するため、理事長の任命及び中期目標の策定に当たっては、同意の形式はとらないものの、原子力委員会についてのみ、その方針の計画的遂行を担保する等の観点から意見を聞くものとし、その最終責任が主務大臣に帰属することを法律上明らかにしたものです。

なお、文部科学省としては、新機構における原子力研究開発利用活動が、これまでと同様、原子力両委員会の方針に沿って安全確保に万全を期しつつ行われることについて、何ら変わりはないと認識しております。

次に、原子力二法人の統合は新たな原子力長期計画に示される基本方針に沿って構想すべきではないかとお尋ねでございます。

現在、原子力委員会において新しい原子力長期計画策定の議論が行われておりますが、核燃料サ

イクル確立のための研究開発は、原子力発電による長期的なエネルギー安定供給等の観点から重要なものであり、今後とも着実に実施していく必要があると考えております。

他方、特殊法人等整理合理化計画に従って、効率的かつ総合的な原子力の研究開発機関を設立するため、今国会に本法案を提出したものであります。本法案が成立した場合、新機構の中期目標の策定等に当たっては、原子力委員会の意見を聞いて適切に対処してまいります。

「安全」の語が法律の目的に登場しておらず、安全という目標をなおざりにして核燃料サイクルの推進を前面に押し立てておりまして問題ではないかとお尋ねでございます。

文部科学省といたしましては、安全の確保は原子力の研究、開発及び利用を進めるに際して守るべき何より重要なことと認識しております。このため、新機構の目的に、「原子力基本法第二条に規定する基本方針に基づき」と規定し、同条にある「安全の確保を旨として」との基本方針のつとより新機構が業務を行うべきことと明記したところであります。

最後の質問でございます。自然再生エネルギーの開発と利用について、我が国のエネルギーバランスの確保の上での位置づけと推進に関する基本的考え方についてのお尋ねであります。

原子力に関する研究開発同様、いわゆる自然再生エネルギーにつきましては、平成十五年十月に閣議決定されたエネルギー基本計画に基づき関係省庁において推進されており、多様なエネルギーをその特性に応じて開発導入及び利用していくこ

とされております。

また、同基本計画は、太陽光発電、バイオマス等の新エネルギーを、当面補完的なエネルギーとして位置づけつつも、地球温暖化対策に資する等の長所に着目し、コスト低減等の技術開発を積極的に進め、長期的にはエネルギー源の一翼を担うことを目指し、施策を推進するとしており、文部科学省といたしましても、このような観点から必要な研究開発を推進してまいります。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣中川昭一君登壇)

○国務大臣(中川昭一君) 青木議員にお答え申し上げます。

六ヶ所村の核燃料サイクル施設の稼働開始につきましてのお尋ねです。

昨年十月に閣議決定されたエネルギー基本計画に基づきまして、核燃料サイクルを推進することを国の基本的考え方としており、そのプロセスの一つ一つに着実に取り組んでまいりたいと考えております。

また、本年六月以降、原子力委員会において、これまで十七回、四十時間以上にわたり、すべて公開のもと、各方面の専門家の英知を結集して核燃料サイクル政策について集中的に議論が行われました。これまで、全量再処理、全量直接処分等四つの基本シナリオを、経済性、エネルギーセキュリティ等、十項目の視点から総合的に評価を行っており、前回十一月一日の会議においては、現行の再処理路線をベースとする案を支持する意見が大勢を占めたものと承知しております。今後とも、核燃料サイクル政策の意義につい

て、一層国民の御理解が得られるよう、原子力委員会でも十分に議論が尽くされることが重要だと認識しております。

六ヶ所村の再処理施設につきましては、核燃料サイクルの中核となる施設であり、当省としては、これら議論の動向等も踏まえつつ、安全の確保を大前提に、御地元を初めとする国民の御理解をいただきまして、操業に向けた取り組みが着実に進められることを期待しております。

次に、核燃料サイクル政策をどのように考えているかというお尋ねでございます。

現行の原子力長期計画におきましては、国の基本的役割は、原子力研究開発利用に係る基本方針の明確化、安全規制等の法的ルールの設定とその遵守の徹底、長期的観点からの基礎的、基盤的な研究開発の推進と必要な人材育成などの所要の措置を講じることとされております。同時に、民間事業者に関しては、安全の確保を大前提に、原子力発電、核燃料サイクル等の事業の円滑な推進が図られるよう、積極的な取り組みが期待されるとされております。

今回設立が予定されております日本原子力研究開発機構は、国の行う原子力関連の研究開発の中核を担うこととされております。こうした公共上の見地から実施が必要な事業について、国の定める業務運営の目標にのっとり、自主性を持って効率的かつ効果的に実施することを任務とする独立行政法人が行うという枠組みは適切であると考えております。

経済産業省といたしましては、文部科学省を初め関係各省と緊密に連携し、核燃料サイクルの確立に努めてまいります。

最後に、自然再生エネルギーの開発と利用についてのお尋ねでございます。

太陽光発電や風力発電、バイオマスなどの新エネルギーを含む先生御指摘の自然再生エネルギーは、エネルギー源の多様化という観点のみならず、エネルギー自給率の向上や地球温暖化対策に資する貴重なエネルギーであります。このため、政府としては、我が国の重要なエネルギー源の一つと位置づけ、財政上の支援、法律上の措置等、さまざまな措置を通じ、その推進を図ってまいります。

特に、高コスト等の課題を抱える新エネルギーにつきましても、研究開発への支援や設備導入の補助、法律による電気事業者への利用の義務づけ等各般の措置を講じ、その導入の推進に努力してまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十五分散会

出席国務大臣

法務大臣 南野知恵子君
文部科学大臣 中山 成彬君
経済産業大臣 中川 昭一君
国務大臣 細田 博之君
出席副大臣
文部科学副大臣 小島 敏男君

出席政府特別補佐人

公正取引委員会
委員長 竹島 一彦君

○議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

水野 賢一君	中西 一善君
柳澤 伯夫君	田中 英夫君
柳本 卓治君	中山 泰秀君
加藤 公一君	中野 譲君
小林千代美君	村越 祐民君
仙谷 由人君	稲見 哲男君
田中 英夫君	柳澤 伯夫君
中西 一善君	水野 賢一君
中山 泰秀君	柳本 卓治君
稲見 哲男君	仙谷 由人君
中野 譲君	加藤 公一君
村越 祐民君	小林千代美君

外務委員

補欠

古本伸一郎君	三日月大造君
松原 仁君	篠原 孝君
篠原 孝君	松原 仁君
三日月大造君	古本伸一郎君

財政金融委員
辞任
竹本 直一君
永岡 洋治君

補欠
佐藤 勉君
保坂 武君

岩國 哲人君

加藤 尚彦君

樽床 伸二君

笠 浩史君

村越 祐民君

寺田 学君

佐藤 勉君

竹本 直一君

保坂 武君

永岡 洋治君

加藤 尚彦君

岩國 哲人君

寺田 学君

村越 祐民君

笠 浩史君

樽床 伸二君

厚生労働委員

辞任

補欠

原田 令嗣君	田中 英夫君
田中 英夫君	三ッ矢憲生君
三ッ矢憲生君	寺田 稔君
寺田 稔君	原田 令嗣君

議院運営委員

辞任

補欠

古本伸一郎君	笠 浩史君
阿部 知子君	山本喜代宏君
笠 浩史君	古本伸一郎君
山本喜代宏君	阿部 知子君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

都築 譲君	高木 義明君
-------	--------

(議案提出)

一、去る二日、議員から提出した議案は次のとおりである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(佐田 玄一郎君外九名提出)

公共工事の品質確保の促進に関する法律案(古

賀誠君外七名提出)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(仙谷由人君外十六名提出)

(議案付託)

一、去る二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案(内閣提出第六号)

刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

以上二件 法務委員会 付託

(議案送付)

一、去る二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

労働組合法の一部を改正する法律案(第五百十九回国会内閣提出、本院継続審査)
経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(質問書提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

いわゆる監修料に関する質問主意書(長妻昭君提出)

予算執行職員等の責任に関する法律に関する質問主意書(長妻昭君提出)

(答弁書受領)

一、去る二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員島聡君提出電話加入権に関する質問に対する答弁書

平成十六年十月二十二日提出
質 問 第 二 七 号

電話加入権に関する質問主意書

提出者 島 聡

電話加入権に関する質問主意書

平成十六年十月十九日に総務省の情報通信審議会は、NTTの施設設置負担金の段階的引き下げを答申した。既にNTTは施設設置負担金を廃止する方針を打ち出しており、答申を受けて施設設置負担金は数年後に廃止されるものと思われる。施設設置負担金を払うことで発生する権利は、

一般に電話加入権と呼ばれ、市場で取引されるなど、長年にわたって国民の財産となってきた。電電公社は昭和四十四年に発行した『加入事務(総論)』の中で、「電話加入権は財産権である」と明記している。NTTも平成六年ごろに配布されていた営業用パンフレットで「いつまでも大切な財産になる」と宣伝するなどしていた。そのため、広く国民は電話加入権が財産であるとの認識をもっていた。これを廃止することによる影響は計り知れない。

電話加入権等について、国民の財産権の保護及び消費者利益の観点から、政府に以下の項目について質問する。

一 平成十六年十月十九日の衆議院予算委員会において阪田内閣法制局長官は、「電話加入権も(中略)財産としての価値を有する限りにおいては、当然に憲法第二十九条一項に規定する財産

権になる」と答弁している。その後委員からも指摘が出ているが、今回のように政府と政府が出資する特殊会社であるNTTの判断で、国民が持つ財産の市場価値を無くすということは、憲法で禁止される財産権の侵害にはあたらないのか。政府としてのお考えをお示しいただきたい。

二 答申では、電話加入権の税法上の扱いについて、減価償却を認めるなど、必要な措置を検討することを求めている。しかし、減価償却を認めるという方法では、法人や、店舗付き住宅などに電話を持つ個人事業者等は負担が軽減されるが、一般の個人は負担が軽減されないという不公平が生じる。こうした不公平を是正するために、確定申告での雑損控除を認めるなど、その他の何らかの措置を講ずるお考えはあるか。

三 この施設設置負担金については、廃止の検討が報道された開始した今年二月以降、「固定電話の施設設置負担金に関する質問主意書」「固定電話の施設設置負担金に関する再質問主意書」において繰り返し質問をしてきた。しかしながら、政府はこれまでの答弁で『今後も様々な観点から幅広く検討してまいりたい』『現時点においてお尋ねについてお答えすることは困難である』と施設設置負担金について明確に答えてこなかった。その間に、電話加入権の市場価値は約半分に減少している。政府が説明責任を果たさなかったために、「早めに売り抜けた人」と「保持し続けていた人」との間で著しい不公平が生

じたと考えるが、政府のお考えはいかがか。

四 総務大臣が情報通信審議会に施設設置負担金の見直し等について諮問したのは、平成十六年四月二十日である。それ以後、審議会において施設設置負担金の廃止が検討されている間にも、約一万五千人が七万二千円の施設設置負担金を払って電話に加入している。また、現在も施設設置負担金を払って電話に加入する方法が残されている。消費者契約法第三条には、「勧誘をするに際しては(中略)消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない」としている。これまで「電話加入権は財産である」「いつまでも大切な財産になる」と電電公社・NTTが営業活動で繰り返し宣伝してきたことで、財産的な価値があるということとは国民に広く認識されていた。それにも関わらず、審議会が検討されている間に、数年のうちに今後大きく財産価値が減少する可能性のあることを説明してこなかったことは、消費者契約法に照らして問題があると考え、政府のお考えはいかがか。

内閣衆質一六一第二七号
平成十六年十一月二日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員島聡君提出電話加入権に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員島聡君提出電話加入権に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねは、新規に加入電話契約を締結する者(以下「新規加入者」という。)について施設設置負担金が廃止された場合には、その結果として、既存の加入者の電話加入権の市場価値がなくなることで、憲法第二十九条との関係で問題が生ずるのではないかと趣旨と考える。

憲法第二十九条は、公権力による侵害から財産権を保護する趣旨の規定であると解されるところ、施設設置負担金の廃止は、第一義的には、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)が加入電話契約に基づき新規加入者にどのような負担を求めるかという、NTT東西と新規加入者との間の契約上の問題であることから、基本的には同条の適用が問題になるとは考えていないが、これが同条の適用にかかわる問題であるとしても、施設設置負担金が廃止された場合においてもそのことにより既存の加入者の電話加入権の内容、すなわち、加入者が加入電話契約に基づき電気通信役務の提供を受けることのできる地位自体は何ら影響を受けるものではなく、また、施設設置負担金の廃止に合理的な理由がある限り、そのことにより既存の加入者の電話

加入権の市場価値が減少又は消滅することになったとしても、それは財産一般について生じ得る環境の変化等に伴う資産価値の低下と同様のものであると考えられ、施設設置負担金の廃止が同条との関係で問題を生じることではないと考える。

二について

電話加入権については、現在、市場において需給関係に応じた価格が設定され、売買が行われており、電話加入権を市場において譲渡することにより投下資本を回収し得ることを前提に、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)及び所得税法(昭和四十年法律第三十三号)において、減価償却できない無形固定資産とされているところである。平成十七年度以降の接続料算定の在り方についての情報通信審議会答申(平成十六年十月十九日答申)において、「携帯電話の新規加入料を廃止した際には、携帯電話の利用権について減価償却を認める等の措置が講じられた。仮に施設設置負担金を廃止することになった場合には、政府においては、過去の措置等も参考に、電話加入権の税法上の取扱いについて必要な措置を検討することが求められる。」としているのは、新規加入者について施設設置負担金が廃止された場合には、電話加入権の市場価値が減少又は消滅し、これを市場において譲渡することが事実上困難となることが予想されるので、電話加入権を減価償却できない資産

としている理由が希薄になると考えられるためであり、廃止前に施設設置負担金を支払った者の経済的負担を軽減することの検討を求める趣旨ではない。他方、一般の個人にとつては、施設設置負担金はいわゆる家計支出の一つであることから、そもそも減価償却の対象となるものではない。したがって、仮に電話加入権について減価償却を認めるといふ措置を講じたとしても、これをもつて直ちに「不公平」が生ずるとはいえないと考えている。

三について

施設設置負担金の在り方については、平成十六年四月二十日に情報通信審議会に諮問し、以後答申に至るまで、専門的な事項を調査するために基本料等委員会を設置の上、当該委員会において十四回にわたり審議を重ねてきたところであるが、この間、専ら企業秘密に当たる事項を審議した一回を除き、すべて公開で開催し、審議の過程を明らかにするとともに、同年七月二十七日から八月二十七日までの間には答申案に対する意見募集も実施したところである。また、これらの情報は、すべて総務省のホームページにも掲載しているところであり、政府としては、十分な説明責任を果たしてきたものと認識している。

四について

消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第三章第一項においては、「事業者は、(中略)消

費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供しよう努めなければならない。」とされている。ここで、事業者が提供するよう努めなければならない情報とは、「消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報」であり、契約内容以外の周辺の情報まで含めることを意味するものではない。

お尋ねは、平成十六年四月二十日以降、NTT東西が電話加入権の市場価値が減少又は消滅する可能性を説明してこなかったことが消費者契約法上問題があるのではないかと趣旨と考えると、NTT東西が加入電話契約に関しかなる情報提供を行ってきたのか承知して

いないため、断定的なことは申し上げられないが、電話加入権が市場においていかなる価格で取引されるかは加入電話契約の内容ではないことからすれば、NTT東西が電話加入権の市場価値に関する情報を提供しなかったことのみをもつて、同法上問題であるとまでいうことはできないのではないかと考えている。

民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十六年三月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律(民事訴訟法の一部改正)

第一条 民事訴訟法(平成八年法律第九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 訴えの提起前における証拠収集の処分等(第三百三十二条の二―第三百三十二条の九)」を「第六章 訴えの提起前における証拠収集の処分等(第三百三十二条の二―第三百三十二条の九)」を「第七章 電子情報処理組織による申立て等(第三百三十二条の十)」

に、「第七編 督促手続(第三百八十二条―第三百九十七条)」を「第一章 総則(第三百八十二条―第三百九十七条)」を「第二章 電子情報処理組織によ

る督促手続の特則(第三百九十七条―第四百二条)」に、「第三百九十八条―第四百条」を「第四百三条―第四百五条」に改める。

第十一条に次の一項を加える。

3 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)によつてされたときは、その合意は、書面によつてされたものとみなして、前項の規定を適用する。

第一編中第六章の次に次の一章を加える。

第七章 電子情報処理組織による申立て等

第三百三十二条の十 民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述(以下「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申立て等をする者

又は第三百九十九条第一項の規定による処分の告知を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第三百九十七条から第四百一条までにおいて同じ。)を用いてすることができ。ただし、督促手続に関する申立て等であつて、支払督促の申立てが書面をもつてされたものについては、この限りでない。

2 前項本文の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項本文の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項本文の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならぬ。

5 第一項本文の規定によりされた申立て等(督促手続における申立て等を除く。次項において同じ。)が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出さなければならない。

6 第一項本文の規定によりされた申立て等に係る第九十一条第一項又は第三項の規定による訴訟記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付(第四百一条において「訴訟記録の閲覧等」という。)は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

第百八十九条に次の一項を加える。

4 過料の裁判の執行があつた後に当該裁判(以下この項において「原裁判」という。)に対して即時抗告があつた場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消して更に過料の裁判をしたときは、その金額の限度において当該過料の裁判の執行があつたものとみなす。この場合において、原裁判の執行によつて得た金額が当該過料の金額を超えるときは、その超過額は、これを還付しなければならない。

第二百七十八条の見出し中「尋問」を「尋問等」に改め、同条中、「当事者本人」を若しくは当事者本人の「尋問」に、「尋問」を「意見の陳述」に

改める。

第二百八十一条第二項中「第十一条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第三百六十六条第一項中「第三百九十七条第三項」を「第三百九十八条第一項(第四百二条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第七編中第三百八十二条の前に次の章名を付する。

第一章 総則

第三百九十一条第二項に次のただし書を加える。

ただし、債権者の同意があるときは、当該債権者に対しては、当該記載をした支払督促を送付することをもつて、送達に代えることができる。

第三百九十七条を削り、第四百条を第四百五条とし、第三百九十九条を第四百四条とし、第三百九十八条を第四百三条とする。

第七編に次の一章を加える。

第二章 電子情報処理組織による督促手続の特則

(電子情報処理組織による支払督促の申立て) 第三百九十七条 電子情報処理組織を用いて督促手続を取り扱う裁判所として最高裁判所規則で定める簡易裁判所(以下この章において「指定簡易裁判所」という。)の裁判所書記官に対しては、第三百八十三条の規定による場合

のほか、同条に規定する簡易裁判所が別に最高裁判所規則で定める簡易裁判所である場合にも、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織を用いて支払督促の申立てをすることができる。

第三百九十八条 第三百三十二条の十第一項本文の規定により電子情報処理組織を用いてされた支払督促の申立てに係る督促手続における支払督促に対し適法な督促異議の申立てがあつたときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、当該支払督促の申立ての時に、第三百八十三条に規定する簡易裁判所で支払督促を発した裁判所書記官の所属するもの若しくは前条の別に最高裁判所規則で定める簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。

2 前項の場合において、同項に規定する簡易裁判所又は地方裁判所が二以上あるときは、督促異議に係る請求については、これらの裁判所中に第三百八十三条第一項に規定する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所がある場合にはその裁判所に、その裁判所がない場合には同条第二項第一号に定める地を管轄する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、債権者が、最高裁判所規則で定めるところにより、第一項に規定する簡易裁判所又は地方裁判所のうち一の簡易裁判所又は地方裁判所を指定したときは、その裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。

(電子情報処理組織による処分の告知)
第三百九十九条 第三百三十二条の十第一項本文の規定により電子情報処理組織を用いてされた支払督促の申立てに係る督促手続に関する指定簡易裁判所の裁判所書記官の処分の告知のうち、当該処分の告知に関するこの法律その他の法令の規定により書面等をもってするものとされているものについては、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織を用いてすることができる。

2 第三百三十二条の十第二項から第四項までの規定は、前項の規定により指定簡易裁判所の裁判所書記官がする処分の告知について準用する。

3 前項において準用する第三百三十二条の十第三項の規定にかかわらず、第一項の規定による処分の告知を受けるべき債権者の同意があるときは、当該処分の告知は、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該処分に係る情報が最高裁判所規則で定める

ところにより記録され、かつ、その記録に関する通知が当該債権者に対して発せられた時に、当該債権者に到達したものとみなす。

(電磁的記録による作成等)

第四百条 指定簡易裁判所の裁判所書記官は、第三百三十二条の十第一項本文の規定により電子情報処理組織を用いてされた支払督促の申立てに係る督促手続に関し、この法律その他の法令の規定により裁判所書記官が書面等の作成等(作成又は保管をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)をすることとされているものについては、当該法令の規定にかかわらず、書面等の作成等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 第三百三十二条の十第二項及び第四項の規定は、前項の規定により指定簡易裁判所の裁判所書記官がする電磁的記録の作成等について準用する。

(電磁的記録に係る訴訟記録の取扱い)

第四百一条 督促手続に係る訴訟記録のうち、第三百三十二条の十第一項本文の規定により電子情報処理組織を用いてされた申立て等に係る部分又は前条第一項の規定により電磁的記録の作成等がされた部分(以下この条において「電磁的記録部分」と総称する。)について、

第九十一条第一項又は第三項の規定による訴訟記録の閲覧等の請求があつたときは、指定簡易裁判所の裁判所書記官は、当該指定簡易裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電磁的記録部分の内容を書面に出力した上、当該訴訟記録の閲覧等を当該書面をもってするものとする。電磁的記録の作成等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

2 第三百三十二条の十第一項本文の規定により電子情報処理組織を用いてされた支払督促の申立てに係る督促手続における支払督促に対し適法な督促異議の申立てがあつたときは、第三百九十八条の規定により訴えの提起があつたものとみなされる裁判所は、電磁的記録部分の内容を書面に出力した上、当該訴訟記録の閲覧等を当該書面をもってするものとする。

(電子情報処理組織による督促手続における所定の方式の書面による支払督促の申立て)
第四百二条 電子情報処理組織(裁判所の使用に係る複数の電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いて督促手続を取り扱う裁判所として最高裁判所規則で定める簡易裁判所の裁判所書記官に対しては、第三百八十三条の規定による場合のほか、同条に規定する簡易裁判所が別に

トヲ謂フ以下本項ニ於テ同ジニヲ為スコトトセラレタルモノニ付テハ当該申立ヲ為ス者ハ当該法令ノ規定ニ拘ラズ当該署名等二代ヘテ最高裁判所規則ニ定ムルトコロニ依リ氏名又ハ名称ヲ明ラカニスル措置ヲ講ズルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ為サレタル申立ガ第三項ニ規定スルファイルニ記録セラレタルトキハ第一項ノ裁判所ハ当該ファイルニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ書面ニ出力スルコトヲ要ス

第二項ノ規定ニ依リ為サレタル申立ニ係ル本法其他ノ法令ノ規定ニ依ル事件ノ記録ノ閲覧若クハ謄写又ハ其ノ正本、謄本若クハ抄本ノ交付ハ前項ノ書面ヲ以テ之ヲ為スモノトス当該申立ニ係ル書類ノ送達又ハ送付亦同ジ

第三十三条ノ三 外国人ニ関スル非訟事件手續ニシテ条約ニ因リ特ニ定ムルコトヲ要スルモノハ法務大臣之ヲ定ム

第二編中第二章の章名を削り、第三章を第二章とし、第四章を第三章とし、第五章を第四章とし、第六章から第八章までの章名を削り、第九章を第五章とする。

第百四十一条から第百五条までを削る。

本則に次の二編を加える。

第四編 公示催告事件

第一章 通則

(公示催告の申立て)

第百四十一条 裁判上の公示催告で権利の届出

を催告するためのもの（以下この編において「公示催告」という。）の申立ては、法令にその届出をしないときは当該権利につき失権の効力を生ずる旨の定めがある場合に限り、することが出来る。

（管轄裁判所）

第四百二十二条 公示催告手続（公示催告によって当該公示催告に係る権利につき失権の効力を生じさせるための一連の手続をいう。以下この章において同じ。）に係る事件（第五百五十四条第一項において「公示催告事件」という。）は、公示催告に係る権利を有する者の普通裁判籍の所在地又は当該公示催告に係る権利の目的物の所在地を管轄する簡易裁判所が管轄する。ただし、当該権利が登記又は登録に係るものであるときは、登記又は登録をすべき地を管轄する簡易裁判所もこれを管轄する。

（公示催告手続開始の決定等）

第四百四十三条 裁判所は、公示催告の申立てが適法であり、かつ、理由があると認めるときは、公示催告手続開始の決定をするとともに、次に掲げる事項を内容とする公示催告をする旨の決定（第五百五十五条第二項において「公示催告決定」という。）をしなければならぬ。

一 申立人の表示

二 権利の届出の終期の指定

三 前号に規定する権利の届出の終期までに

当該権利を届け出るべき旨の催告

四 前号に掲げる催告に応じて権利の届出をしないことにより生ずべき失権の効力の表示

2 公示催告の申立てを却下する決定に対しては、即時抗告をすることが出来る。

（公示催告についての公告）

第四百四十四条 公示催告についての公告は、前条第一項に規定する公示催告の内容を、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、官報に掲載する方法によつてする。

2 裁判所は、相当と認めるときは、申立人に對し、前項に規定する方法に加えて、前条第一項に規定する公示催告の内容を、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載して公告すべき旨を命ずることが出来る。

（公示催告の期間）

第四百四十五条 前条第一項の規定により公示催告を官報に掲載した日から権利の届出の終期までの期間は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、二月を下つてはならない。

（公示催告手続終了の決定）

第四百四十六条 公示催告手続開始の決定後第四百四十八条第一項から第四項までの規定による除権決定がされるまでの間において、公示催告の申立てが不適法であること又は理由のないことが明らかになったときは、裁判所は、公示催告手続終了の決定をしなければならぬ

い。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることが出来る。

（審理終結日）

第四百四十七条 裁判所は、権利の届出の終期の経過後においても、必要があると認めるときは、公示催告の申立てについての審理をすることが出来る。この場合において、裁判所は、審理を終結する日（以下この章において「審理終結日」という。）を定めなければならない。

2 権利の届出の終期までに申立人が申立ての理由として主張した権利を争う旨の申述（以下この編において「権利を争う旨の申述」という。）があつたときは、裁判所は、申立人及びその権利を争う旨の申述をした者の双方が立ち会うことが出来る審問期日を指定するとともに、審理終結日を定めなければならない。

3 前二項の規定により審理終結日が定められたときは、権利の届出の終期の経過後においても、権利の届出又は権利を争う旨の申述は、その審理終結日まですることが出来る。

4 権利を争う旨の申述をするには、自らが権利者であることその他の申立人が申立ての理由として主張した権利を争う理由を明らかにしなければならない。

（除権決定等）

第四百四十八条 権利の届出の終期（前条第一項

又は第二項の規定により審理終結日が定められた場合にあつては、審理終結日。以下この条において同じ。）までに適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がないときは、裁判所は、第四百四十六条第一項の場合を除き、決定で、当該公示催告の申立てに係る権利につき失権の効力を生ずる旨の裁判（以下この編において「除権決定」という。）をしなければならない。

2 裁判所は、権利の届出の終期までに適法な権利の届出があつた場合であつて、適法な権利を争う旨の申述がないときは、第四百四十六条第一項の場合を除き、当該公示催告の申立てに係る権利のうち適法な権利の届出があつたものについては失権の効力を生じない旨の定め（以下この章において「制限決定」という。）をして、除権決定をしなければならない。

3 裁判所は、権利の届出の終期までに適法な権利を争う旨の申述があつた場合であつて、適法な権利の届出がないときは、第四百四十六条第一項の場合を除き、申立人とその適法な権利を争う旨の申述をした者との間の当該権利についての訴訟の判決が確定するまで公示催告手続を中止し、又は除権決定は、その適法な権利を争う旨の申述をした者に対してはその効力を有せず、かつ、申立人が当該訴訟において敗訴したときはその効力を失う旨の

定め(以下この章において「留保決定」という。)をして、除権決定をしなければならぬ。ただし、その権利を争う旨の申述に理由がないことが明らかであると認めるときは、留保決定をしないで、除権決定をしなければならない。	る方法によつて公告をしなかつたこと。 三 第四百四十五条に規定する公示催告の期間を遵守しなかつたこと。 四 第五条において準用する民事訴訟法第二十三条の規定により除権決定に関与することができない裁判官が除権決定に関与したこと。 五 適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述があつたにもかかわらず、第四百四十八条第二項から第四項までの規定に違反して除権決定がされたこと。	2 除権決定が告知された日から五年を経過したときは、第五百五十条の規定による除権決定の取消しの申立てをすることができない。 (申立てについての裁判等) 第五百五十三条 第五百五十条の規定による除権決定の取消しの申立てがあつたときは、裁判所は、申立人及び相手方の双方が立ち会うことができる審問期日を指定するとともに、審理終結日を定めなければならない。	規定は、前項の記録について準用する。 (適用除外) 第五百五十五条 第十五条の規定は、公示催告手続には、適用しない。 2 第十九条第一項の規定は、公示催告手続開始の決定、公示催告決定及び除権決定には、適用しない。 第二章 有価証券無効宣言公示催告事件 (申立権者) 第五百五十六条 盗取され、紛失し、又は滅失した有価証券のうち、法令の規定により無効とすることができものであるものであつて、次の各号に掲げるものを無効とする旨の宣言をするためにする公示催告の申立ては、それぞれ当該各号に定める者がすることができる。 一 無記名式の有価証券又は裏書によつて譲り渡すことができる有価証券であつて白地式裏書(被裏書人を指定しないで、又は裏書人の署名若しくは記名押印のみをもつてした裏書をいう。)がされたもの その最終の所持人 二 前号に規定する有価証券以外の有価証券 その有価証券により権利を主張することができ者 (管轄裁判所) 第五百五十七条 前条に規定する公示催告(以下この章において「有価証券無効宣言公示催告」という。)の申立ては、その有価証券に義務履行地(手形又は小切手にあつては、その支払
4 裁判所は、権利の届出の終期までに適法な権利の届出及び権利を争う旨の申述があつたときは、第四百四十六条第一項の場合を除き、制限決定及び留保決定をして、除権決定をしなければならない。	六 民事訴訟法第三百四十九条第二項において準用する同法第三百三十八条第一項第四号から第八号までの規定によれば再審の申立てをすることができる場合であること。 (管轄裁判所) 第五百五十一条 前条の規定による除権決定の取消しの申立ては、当該除権決定をした簡易裁判所が管轄する。 (申立期間) 第五百五十二条 第五百五十条の規定による除権決定の取消しの申立ては、申立人が除権決定があつたことを知つた日(同条第四号又は第六号に掲げる事由を不服の理由とする場合において、その日に申立人がその事由があることを知らなかつたときにあつては、その事由があることを知つた日)から三十日の不変期間内にしなければならない。	2 裁判所は、前項に規定する場合において、第五百五十条各号に掲げる事由があるときは、除権決定を取り消す決定をしなければならない。 3 第五百五十条の規定による除権決定の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。 4 第二項の規定による除権決定を取り消す決定が確定したときは、官報に掲載してその主文を公告しなければならない。 (事件の記録の閲覧等) 第五百五十四条 申立人及び権利の届出をした者又は権利を争う旨の申述をした者その他の利害関係人は、裁判所書記官に対し、公示催告事件又は除権決定の取消しの申立てに係る事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はこれらの事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。	2 民事訴訟法第九十一条第四項及び第五項の
5 除権決定に対しては、第五百五十条の規定による場合のほか、不服を申し立てることができる。 6 制限決定又は留保決定に対しては、即時抗告をすることができる。 (除権決定等の公告) 第五百四十九条 除権決定、制限決定及び留保決定は、官報に掲載して公告しなければならない。	(除権決定の取消しの申立て) 第五百五十条 次に掲げる事由がある場合には、除権決定の取消しの申立てをすることができる。 一 法令において公示催告の申立てをすることができるときに該当しないこと。 二 第四百四十四条第一項の規定による公示催告について公告をせず、又は法律に定め	2 除権決定が告知された日から五年を経過したときは、第五百五十条の規定による除権決定の取消しの申立てをすることができない。 (申立てについての裁判等) 第五百五十三条 第五百五十条の規定による除権決定の取消しの申立てがあつたときは、裁判所は、申立人及び相手方の双方が立ち会うことができる審問期日を指定するとともに、審理終結日を定めなければならない。	規定は、前項の記録について準用する。 (適用除外) 第五百五十五条 第十五条の規定は、公示催告手続には、適用しない。 2 第十九条第一項の規定は、公示催告手続開始の決定、公示催告決定及び除権決定には、適用しない。 第二章 有価証券無効宣言公示催告事件 (申立権者) 第五百五十六条 盗取され、紛失し、又は滅失した有価証券のうち、法令の規定により無効とすることができものであるものであつて、次の各号に掲げるものを無効とする旨の宣言をするためにする公示催告の申立ては、それぞれ当該各号に定める者がすることができる。 一 無記名式の有価証券又は裏書によつて譲り渡すことができる有価証券であつて白地式裏書(被裏書人を指定しないで、又は裏書人の署名若しくは記名押印のみをもつてした裏書をいう。)がされたもの その最終の所持人 二 前号に規定する有価証券以外の有価証券 その有価証券により権利を主張することができ者 (管轄裁判所) 第五百五十七条 前条に規定する公示催告(以下この章において「有価証券無効宣言公示催告」という。)の申立ては、その有価証券に義務履行地(手形又は小切手にあつては、その支払

地。以下この項において同じ。が表示されているときはその義務履行地を管轄する簡易裁判所が、その有価証券に義務履行地が表示されていないときはその有価証券により義務を負担する者が普通裁判籍を有する地を管轄する簡易裁判所が、その者が普通裁判籍を有しないときはその者がその有価証券により義務を負担した時に普通裁判籍を有した地を管轄する簡易裁判所が管轄する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の有価証券が登記された権利について発行されたものであるときは、同項の申立ては、その権利の目的物の所在地を管轄する簡易裁判所が管轄する。

(申立ての方式及び疎明)

第百五十八條 有価証券無効宣言公示催告の申立ては、その申立てに係る有価証券の謄本を提出し、又は当該有価証券を特定するために必要な事項を明らかにして、これをしなければならない。

2 有価証券無効宣言公示催告の申立てに係る有価証券の盗難、紛失又は滅失の事実その他第百五十六條の規定により申立てをすることができ理由は、これを疎明しなければならない。

(公示催告の内容等)

第百五十九條 有価証券無効宣言公示催告においては、第百四十三條第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を公示催告の内容とする。

る。

一 申立人の表示

二 権利を争う旨の申述の終期の指定

三 前号に規定する権利を争う旨の申述の終期までに権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出すべき旨の有価証券の所持人に対する催告

四 前号に掲げる催告に依りて権利を争う旨の申述をしないことにより有価証券を無効とする旨を宣言する旨の表示

2 有価証券無効宣言公示催告についての前章の規定の適用については、第百四十五條、第百四十七條第一項から第三項まで並びに第百四十八條第一項及び第三項中「権利の届出の終期」とあるのは「権利を争う旨の申述の終期」と、第百四十六條第一項中「第百四十八條第一項から第四項まで」とあるのは「第百四十八條第一項又は第三項」と、第百四十七條第三項、第百四十八條第一項及び第百五十條第五号中「権利の届出又は権利を争う旨の申述」とあるのは「権利を争う旨の申述」と、第百四十八條第三項中「適法な権利を争う旨の申述があつた場合であつて、適法な権利の届出がないとき」とあるのは「適法な権利を争う旨の申述があつたとき」と、同条第六項中「制限決定又は留保決定」とあるのは「留保決定」と、第百四十九條中「制限決定及び留保決定」とあるのは「及び留保決定」と、第百五十條第五号中「第百四十八條第二項から第四項まで」とあるのは「第百四十八條第三項」とする。

あるのは「第百四十八條第三項」とする。

(除権決定による有価証券の無効の宣言等)

第百六十條 裁判所は、有価証券無効宣言公示催告の申立てについての除権決定において、その申立てに係る有価証券を無効とする旨を宣言しなければならない。

2 前項の除権決定がされたときは、有価証券無効宣言公示催告の申立人は、その申立てに係る有価証券により義務を負担する者に対し、当該有価証券による権利を主張することができる。

第五編 過料事件

(管轄裁判所)

第百六十一條 過料事件(過料についての裁判の手續に係る事件をいう)は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

(過料についての裁判等)

第百六十二條 過料についての裁判は、理由を付した決定でなければならない。

2 裁判所は、過料についての裁判をするに当たっては、あらかじめ、検察官の意見を聴くとともに、当事者の陳述を聴かなければならない。

3 過料についての裁判に対しては、当事者及び検察官は、即時抗告をすることができる。この場合において、当該即時抗告が過料の裁判に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。

力を有する。

4 過料についての裁判の手續(その抗告審における手續を含む。次項において同じ)に要する裁判費用は、過料の裁判をした場合にあっては当該裁判を受けた者の負担とし、その他の場合にあっては国庫の負担とする。

5 過料の裁判に対して当事者から第三項の即時抗告があつた場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消して更に過料についての裁判をしたときは、前項の規定にかかわらず、過料についての裁判の手續に要する裁判費用は、国庫の負担とする。

(過料の裁判の執行)

第百六十三條 過料の裁判は、検察官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 過料の裁判の執行は、民事執行法その他強制執行の手續に関する法令の規定に従つてする。ただし、執行をする前に裁判の送達をすることを要しない。

3 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第百七條の規定は、過料の裁判の執行について準用する。

4 過料の裁判の執行があつた後に当該裁判(以下この項において「原裁判」という)に対して前条第三項の即時抗告があつた場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消して更に過料の裁

判をしたときは、その金額の限度において当該過料の裁判の執行があつたものとみなす。この場合において、原裁判の執行によつて得た金額が当該過料の金額を超えるとときは、その超過額は、これを還付しなければならない。

(略式手続)

第百六十四条 裁判所は、第百六十二条第二項の規定にかかわらず、相当と認めるときは、当事者の陳述を聴かないで過料についての裁判をすることができる。

2 前項の裁判に対しては、当事者及び検察官は、当該裁判の告知を受けた日から一週間の不変期間内に、当該裁判をした裁判所に異議の申立てをすることができる。この場合において、当該異議の申立てが過料の裁判に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。

3 前項の異議の申立ては、次項の裁判があるまで、取り下げることができる。この場合において、当該異議の申立ては、さかのぼつてその効力を失う。

4 適法な異議の申立てがあつたときは、裁判所は、当事者の陳述を聴いて、更に過料についての裁判をしなければならない。

5 前項の規定によつてすべき裁判が第一項の裁判と符合するときは、裁判所は、同項の裁判を認可しなければならない。ただし、同項の裁判の手続が法律に違反したものであると

きは、この限りでない。

6 前項の規定により第一項の裁判を認可する場合を除き、第四項の規定によつてすべき裁判においては、第一項の裁判を取り消さなければならない。

7 第百六十二条第五項の規定は、第一項の規定による過料の裁判に対して当事者から第二項の異議の申立てがあつた場合において、前項の規定により当該裁判を取り消して第四項の規定により更に過料についての裁判をしたときについて準用する。

8 前条第四項の規定は、第一項の規定による過料の裁判の執行があつた後に当該裁判に対して第二項の異議の申立てがあつた場合において、第六項の規定により当該裁判を取り消して第四項の規定により更に過料の裁判をしたときについて準用する。

第二百六条から第二百九条ノ二までを削り、第二百十条を附則第一条とし、附則に次の一条を加える。

第二条 非訟事件手続法(明治二十三年法律第九十五号)其他従前ノ法令ニシテ本法ノ規定ト抵触シ又ハ重複スルモノハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

本法施行前二裁判所ガ申立ヲ受ケ又ハ着手シタル事件ハ旧法令ニ依ル
(民事執行法の一部改正)

第三条 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四款 債権及びその他の財産権に対する強制執行(第百四十三条―第百六十七条)」を「第四款 債権及びその他の財産権に対する強制執行(第百四十三条―第百六十七条)」を「第二目 債権執行等(第百四十三条―第百六十七条)」
第五款 扶養義務等に係る金銭債権についての強制執行の特例(第百六十七条の十五・第百六十七条の十六)」に改める。

条の十六

第六条第一項ただし書中「第六十四条の二第五項」の下に「(第百八十八条において準用する場合を含む。)」を加える。

第十四条第一項中「執行裁判所の」を「裁判所書記官の」に、「執行裁判所が」を「裁判所書記官が相当の期間を定めてその」に改め、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による裁判所書記官の処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、執行裁判所に異議を申し立てることができる。

3 第一項の規定による裁判所書記官の処分は、確定しなければその効力を生じない。
第十八条第一項中「執行裁判所」の下に「又は執行官」を加える。

第三十三条第二項第三号中「第三百九十七条第一項」を「第百三十二条の十第一項本文の規定による支払督促の申立て又は同法第四百二条第一項に規定する方式により記載された書面をもつてされた支払督促」に、「同条第三項及び第四

項」を「当該支払督促の申立てについて同法第三百九十八条(同法第四百二条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第四十二条第九項中「同法第七十四条第三項」を「同条第三項」に改める。

第四十七条第三項中「執行裁判所」を「裁判所書記官」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項ただし書中「第六十二条第二号」を「第六十二条第一項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の規定による裁判所書記官の処分に対しては、執行裁判所に異議を申し立てることができる。

5 第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。

第四十九条第一項中「執行裁判所」を「裁判所書記官」に改め、同条第二項中「配当要求の終期が定められたときは、裁判所書記官は」を「裁判所書記官は、配当要求の終期を定めたときは」

に改め、同条第三項中「執行裁判所」を「裁判所書記官」に改め、同条第四項中「前項の規定により配当要求の終期が延期されたときは、裁判所書記官は」を「裁判所書記官は、前項の規定により配当要求の終期を延期したときは」に改め、同条に次の二項を加える。

5 第一項又は第三項の規定による裁判所書記官の処分に対しては、執行裁判所に異議を申し立てることができる。

6 第十條第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。

第五十八條第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 評価人は、近傍同種の不動産の取引価格、不動産から生ずべき収益、不動産の原価その他の不動産の価格形成上の事情を適切に勘案して、遅滞なく、評価をしなければならぬ。

い。この場合において、評価人は、強制競売の手續において不動産の売却を実施するための評価であることを考慮しなければならぬ。

第五十九條第五項中「最低売却価額」を「次条第一項に規定する売却基準価額」に改める。

第六十條の見出し中「最低売却価額」を「売却基準価額」に改め、同条第一項中「最低売却価額」を「不動産の売却の額の基準となるべき価額以下「売却基準価額」という。」に改め、同条

第二項中「最低売却価額」を「売却基準価額」に改め、同条に次の一項を加える。

3 買受けの申出の額は、売却基準価額からその十分の二に相当する額を控除した価額（以下「買受可能価額」という。）以上でなければならない。

第六十一條ただし書中「最低売却価額」を「買受可能価額」に改める。

第六十二條第一項中「執行裁判所」を「裁判所書記官」に改め、同条第二項中「執行裁判所は」を「裁判所書記官は」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前二項の規定による裁判所書記官の処分に対しては、執行裁判所に異議を申し立てることができる。

4 第十條第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。

第六十三條の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第一項を次のように改める。

執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を差押債権者（最初の強制競売の開始決定に係る差押債権者）をいう。ただし、第四十七條第六項の規定により手續を続行する旨の裁判があつたときは、その裁判を受けた差押債権者をいう。以下この条において同じ。）に通知しなければならない。

一 差押債権者の債権に優先する債権（以下この条において「優先債権」という。）がない場合において、不動産の買受可能価額が執行費用のうち共益費用であるもの（以下「手続費用」という。）の見込額を超えないとき。

二 優先債権がある場合において、不動産の買受可能価額が手続費用及び優先債権の見込額の合計額に満たないとき。

第六十三條第二項中「手続費用及び優先債権の見込額を超える額（以下この条を「優先債権がない場合にあつては手続費用の見込額を超える額、優先債権がある場合にあつては手続費用及び優先債権の見込額の合計額以上の額（以下この項に改め、同項ただし書中「その期間内に同項の剰余を生ずる見込みがある」を、その期間内に、前項各号のいずれにも該当しないことを証明したとき、又は同項第二号に該当する場合であつて不動産の買受可能価額が手続費用の見込額を超える場合において、不動産の売却について優先債権を有する者（買受可能価額で自己の優先債権の全部の弁済を受けることができ、見込みがある者を除く。）の同意を得たに改め、同項第二号中「最低売却価額」を「買受可能価額」に改め、同条第三項中「最低売却価額を超える価額」を「買受可能価額以上の額」に改める。

第六十四條第一項及び第三項中「執行裁判所」

を「裁判所書記官」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「最低売却価額」を「売却基準価額」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の場合においては、第二十條において準用する民事訴訟法第九十三條第一項の規定にかかわらず、売却決定期日は、裁判所書記官が、売却を実施させる旨の処分と同時に指定する。

第六十四條に次の二項を加える。

6 第一項、第三項又は第四項の規定による裁判所書記官の処分に対しては、執行裁判所に異議を申し立てることができる。

7 第十條第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。

第六十四條の二第二項中「執行裁判所の」を削り、「命令」を「裁判所書記官の処分」に改める。

第六十七條中「最低売却価額を超える」を「買受可能価額以上で」に、「を超える」を「以上である」に改める。

第六十八條の二第二項中「執行裁判所は、」の下に「裁判所書記官が」を加え、同条第二項中「最低売却価額」を「買受可能価額」に改める。

第六十八條の三第三項中「執行裁判所は、」の下に「裁判所書記官が」を加え、同条第二項中「三月以内に」の下に「執行裁判所に対し」を加え、「執行裁判所は、」を「裁判所書記官は、第六

十四条の定めるところにより」に改め、同条第三項中「規定により」の下に「裁判所書記官が」を加える。

第七十一条第六号中「最低売却価額」を「売却基準価額」に改める。

第七十六条第一項ただし書中「第六十二条第二号」を「第六十二条第一項第二号」に改める。

第七十八条第一項中「執行裁判所」を「裁判所書記官」に改め、同条第四項中「売却決定期日の終了」を「売却許可決定が確定する」に改め、同条に次の三項を加える。

5 裁判所書記官は、特に必要があると認めるときは、第一項の期限を変更することができる。

6 第一項又は前項の規定による裁判所書記官の処分に対しては、執行裁判所に異議を申し立てることができる。

7 第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。

第八十五条第一項を次のように改める。

執行裁判所は、配当期日において、第八十七条第一項各号に掲げる各債権者について、その債権の元本及び利息その他の附帯の債権の額、執行費用の額並びに配当の順位及び額を定める。ただし、配当の順位及び額については、配当期日においてすべての債権者間に合意が成立した場合、この限りでない。

第八十五条第四項を削り、同条第三項中「配当表の作成に関し」を「第一項本文に規定する事項を定めるため必要があると認めるときは」に、「並びに」を「かつ、」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第八十七条第一項各号に掲げる」を「第一項に規定する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 執行裁判所は、前項本文の規定により配当の順位及び額を定める場合には、民法、商法その他の法律の定めるところによらなければならない。

第八十五条第五項を次のように改める。

5 第一項の規定により同項本文に規定する事項（同項ただし書に規定する場合には、配当の順位及び額を除く。）が定められたときは、裁判所書記官は、配当期日において、配当表を作成しなければならない。

第八十五条第六項中「第二項の」を「第一項に規定する」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 配当表には、売却代金の額及び第一項本文に規定する事項についての執行裁判所の定め（内容（同項ただし書に規定する場合にあつては、配当の順位及び額については、その合意の内容を記載しなければならない。）第八十六条第二項中「最低売却価額」を「売却基準価額」に改める。

第八十七条第三項中「第四十七条第四項」を「第四十七条第六項」に改める。

第九十三条の三中「差押命令」の下に「又は差押処分」を加える。

第九十三条の四第一項中「差押命令」の下に「又は差押処分」を加え、同項ただし書中「第六十五号各号」の下に「第六十七号の十四において第六十五号各号（第三号及び第四号を除く。）の規定を準用する場合及び」を加え、同条第三項中「第一項の差押命令」の下に「又は差押処分」を、「同項の差押命令」の下に「又は差押処分」を、「当該債権執行」の下に「（第六四十三条に規定する債権執行をいう。）又は少額訴訟債権執行（第六十七号の二第二項に規定する少額訴訟債権執行をいう。）」を加える。

第六百一十一条中「第四項本文及び第五項」を「第六項本文及び第七項」に改める。

第六百二十九条第一項中「で手続費用を弁済して剰余を生ずる」を「の額が手続費用の額を超え」に改め、同条第二項中「で差押債権者の債権に優先する債権及び手続費用を弁済して剰余を生ずる」を「の額が手続費用及び差押債権者の債権に優先する債権の額の合計額以上となる」に改める。

第二章第二節第四款中第六四十三条の前に次の目名を付する。

第一目 債権執行等
第六百四十三条中「以下」を「（第六百六十七号の二第二項に規定する少額訴訟債権執行を除く。以下この節において）」に改める。
第六百四十四条第三項中「債権」の下に「（差押命令により差し押さえられた債権に限る。以下この目において同じ。）」を加える。
第六百四十五条第一項中「及び」を「かつ、」に改める。
第六百五十六条第一項中「金銭債権」の下に「（差押命令により差し押さえられた金銭債権に限る。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「発せられた差押命令」の下に「差押処分」を加える。
第二章第二節第四款中第六百六十七号の次に次の一目を加える。

第二目 少額訴訟債権執行
（少額訴訟債権執行の開始等）
第六百六十七号の二 次に掲げる少額訴訟に係る債務名義による金銭債権に対する強制執行は、前目の定めるところにより裁判所が行うほか、第二号の規定にかかわらず、申立てにより、この目の定めるところにより裁判所書記官が行う。

一 少額訴訟における確定判決
二 仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決
三 少額訴訟における訴訟費用又は和解の費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分
四 少額訴訟における和解又は認諾の調書
五 少額訴訟における民事訴訟法第二百七十

五条の二第二項の規定による和解に代わる決定 2 前項の規定により裁判所書記官が行う同項の強制執行(以下この目において「少額訴訟債権執行」という。)は、裁判所書記官の差押処分により開始する。 3 少額訴訟債権執行の申立ては、次の各号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める簡易裁判所の裁判所書記官に対してする。 一 第一項第一号に掲げる債務名義 同号の判決をした簡易裁判所 二 第一項第二号に掲げる債務名義 同号の判決をした簡易裁判所 三 第一項第三号に掲げる債務名義 同号の処分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所 四 第一項第四号に掲げる債務名義 同号の和解が成立し、又は同号の認諾がされた簡易裁判所 五 第一項第五号に掲げる債務名義 同号の和解に代わる決定をした簡易裁判所 4 第四百四十四条第三項及び第四項の規定は、差押えに係る金銭債権(差押処分により差し押さえられた金銭債権に限る。以下この目において同じ。)について更に差押処分がされた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「差押命令を発した執行裁判所」とあるのは「差押処分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所」と、「執行裁判所は」とあるのは「裁判所書記官は」と、「他の執行裁判所」とあるのは「他の簡易裁判所の裁判所書記官」と、同条第四項中「決定」とあるのは「裁判所書記官の処分」と読み替えるものとする。 (執行裁判所) 第百六十七条の三 少額訴訟債権執行の手續において裁判所書記官が行う執行処分に関しては、その裁判所書記官の所属する簡易裁判所をもつて執行裁判所とする。 (裁判所書記官の執行処分の効力等) 第百六十七条の四 少額訴訟債権執行の手續において裁判所書記官が行う執行処分は、特別の定めがある場合を除き、相当と認める方法で告知することによつて、その効力を生ずる。	とあるのは「差押処分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所」と、「執行裁判所は」とあるのは「裁判所書記官は」と、「他の執行裁判所」とあるのは「他の簡易裁判所の裁判所書記官」と、同条第四項中「決定」とあるのは「裁判所書記官の処分」と読み替えるものとする。 (執行裁判所) 第百六十七条の三 少額訴訟債権執行の手續において裁判所書記官が行う執行処分に関しては、その裁判所書記官の所属する簡易裁判所をもつて執行裁判所とする。 (裁判所書記官の執行処分の効力等) 第百六十七条の四 少額訴訟債権執行の手續において裁判所書記官が行う執行処分は、特別の定めがある場合を除き、相当と認める方法で告知することによつて、その効力を生ずる。 2 前項に規定する裁判所書記官が行う執行処分に対しては、執行裁判所に執行異議を申し立てることができる。 3 第十條第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による執行異議の申立てがあつた場合について準用する。 (差押処分) 第百六十七条の五 裁判所書記官は、差押処分において、債務者に対し金銭債権の取立てその他の処分を禁止し、かつ、第三債務者に対し債務者への弁済を禁止しなければならない。	し債務者への弁済を禁止しなければならない。 2 第百四十五条第二項から第四項までの規定は、差押処分について準用する。 3 差押処分の申立てについての裁判所書記官の処分に対する執行異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。 4 前項の執行異議の申立てについての裁判に對しては、執行抗告をすることが出来る。 5 民事訴訟法第七十四条第一項の規定は、差押処分の申立てについての裁判所書記官の処分について準用する。この場合においては、第三項及び前項並びに同条第三項の規定を準用する。 (費用の予納等) 第百六十七条の六 少額訴訟債権執行についての第十四條第一項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「執行裁判所」とあるのは、「裁判所書記官」とする。 2 第十四條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定による裁判所書記官の処分については、適用しない。 3 第一項の規定により読み替えて適用する第十四條第四項の規定による裁判所書記官の処分に対する執行異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。	ばならない。 4 前項の執行異議の申立てを却下する裁判に對しては、執行抗告をすることが出来る。 5 第一項の規定により読み替えて適用する第十四條第四項の規定により少額訴訟債権執行の手續を取り消す旨の裁判所書記官の処分は、確定しなければその効力を生じない。 (第三者異議の訴えの管轄裁判所) 第百六十七条の七 少額訴訟債権執行の不許を求める第三者異議の訴えは、第三十八條第三項の規定にかかわらず、執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。 (差押禁止債権の範囲の変更) 第百六十七条の八 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押処分の全部若しくは一部を取り消し、又は第百六十七条の十四において準用する第百五十二条の規定により差し押さえてはならない金銭債権の部分について差押処分をすべき旨を命ずることが出来る。 2 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定により差押処分が取り消された金銭債権について差押処分をすべき旨を命じ、又は同項の規定によりされた差押処分の全部若しくは一部を取り消すことができる。 3 第百五十三条第三項から第五項までの規定は、前二項の申立てがあつた場合について準
--	---	---	--

用する。この場合において、同条第四項中「差押命令」とあるのは、「差押処分」と読み替えるものとする。

(配当要求)

第百六十七条の九 執行力のある債務名義の正本を有する債権者及び文書により先取特権を有することを証明した債権者は、裁判所書記官に対し、配当要求をすることができる。

2 第百五十四条第二項の規定は、前項の配当要求があつた場合について準用する。

3 第一項の配当要求を却下する旨の裁判所書記官の処分に対する執行異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。

4 前項の執行異議の申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

(転付命令等のための移行)

第百六十七条の十 差押えに係る金銭債権について転付命令又は譲渡命令、売却命令、管理命令その他相当な方法による換価を命ずる命令(以下この条において「転付命令等」という。)のいずれかの命令を求めようとするときは、差押債権者は、執行裁判所に対し、転付命令等のうちいずれの命令を求めるかを明らかにして、債権執行の手続に事件を移行させることを求める旨の申立てをしなければならない。

2 前項に規定する命令の種別を明らかにして

された同項の申立てがあつたときは、執行裁判所は、その所在地を管轄する地方裁判所における債権執行の手続に事件を移行させなければならない。

3 前項の規定による決定が効力を生ずる前に、既にされた執行処分について執行異議の申立て又は執行抗告があつたときは、当該決定は、当該執行異議の申立て又は執行抗告についての裁判が確定するまでは、その効力を生じない。

4 第二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 第一項の申立てを却下する決定に対しては、執行抗告をすることができる。

6 第二項の規定による決定が効力を生じたときは、差押処分申立て又は第一項の申立てがあつた時に第二項に規定する地方裁判所にそれぞれ差押命令の申立て又は転付命令等の申立てがあつたものとみなし、既にされた執行処分その他の行為は債権執行の手続においてされた執行処分その他の行為とみなす。

(配当等のための移行等)

第百六十七条の十一 第百六十七条の十四において準用する第百五十六条第一項若しくは第二項又は第百五十七条第五項の規定により供託がされた場合において、債権者が二人以上であつて供託金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができないため配当

を実施すべきときは、執行裁判所は、その所在地を管轄する地方裁判所における債権執行の手続に事件を移行させなければならない。

2 前項に規定する場合において、差押えに係る金銭債権について更に差押命令又は差押処分が発せられたときは、執行裁判所は、同項に規定する地方裁判所における債権執行の手続のほか、当該差押命令を発した執行裁判所又は当該差押処分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所における債権執行の手続にも事件を移行させることができる。

3 第一項に規定する供託がされた場合において、債権者が一人であるとき、又は債権者が二人以上であつて供託金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができるときは、裁判所書記官は、供託金の交付計算書を作成して、債権者に弁済金を交付し、剰余金を債務者に交付する。

4 前項に規定する場合において、差押えに係る金銭債権について更に差押命令が発せられたときは、執行裁判所は、同項の規定にかかわらず、その所在地を管轄する地方裁判所又は当該差押命令を発した執行裁判所における債権執行の手続に事件を移行させることができる。

5 差押えに係る金銭債権について更に差押命令が発せられた場合において、当該差押命令

を発した執行裁判所が第百六十一条第六項において準用する第百九条の規定又は第百六十六条第一項第二号の規定により配当等を実施するときは、執行裁判所は、当該差押命令を発した執行裁判所における債権執行の手続に事件を移行させなければならない。

6 第一項、第二項、第四項又は前項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

7 第八十四条第三項及び第四項、第八十八条、第九十一条(第一項第六号及び第七号を除く。)並びに第九十二条第一項の規定は第三項の規定により裁判所書記官が実施する弁済金の交付の手続について、前条第三項の規定は第一項、第二項、第四項又は第五項の規定による決定について、同条第六項の規定は第一項、第二項、第四項又は第五項の規定による決定が効力を生じた場合について準用する。

(裁量移行)

第百六十七条の十二 執行裁判所は、差し押さえるべき金銭債権の内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その所在地を管轄する地方裁判所における債権執行の手続に事件を移行させることができる。

2 前項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

3 第百六十七条の十第三項の規定は第一項の

規定による決定について、同条第六項の規定は第二項の規定による決定が効力を生じた場合について準用する。この場合において、同条第六項中「差押処分」の申立て又は第一項の申立て」とあるのは「差押処分の申立て」と、「それぞれ差押命令の申立て又は転付命令等の申立て」とあるのは「差押命令の申立て」と読み替えるものとする。

(総則規定の適用関係)

第六十七條の十三 少額訴訟債権執行についての第一章及び第二章第一節の規定の適用については、第十三條第一項中「執行裁判所とする手続」とあるのは「第六十七條の二第二項に規定する少額訴訟債権執行の手続」と、第十六條第一項中「執行裁判所」とあるのは「裁判所書記官」と、第十七條中「執行裁判所の行う民事執行」とあるのは「第六十七條の二第二項に規定する少額訴訟債権執行」と、第四十條第一項中「執行裁判所又は執行官」とあるのは「裁判所書記官」と、第四十二條第四項中「執行裁判所の裁判所書記官」とあるのは「裁判所書記官」とする。

(債権執行の規定の準用)

第六十七條の十四 第四百六十六條から第五百十二條まで、第五百五十五條から第五百五十八條まで、第六百六十四條第五項及び第六項並びに第六百六十五條(第三号及び第四号を除く。)の規定は、少額訴訟債権執行について準用す

る。この場合において、第四百六十六條、第五百五十五條第三項及び第五百五十六條第三項中「執行裁判所」とあるのは「裁判所書記官」と、第四百六十六條第一項中「差押命令を発する」とあるのは「差押処分をする」と、第四百七十七條第一項、第四百四十八條第二項、第五百五十條及び第五百五十五條第一項中「差押命令」とあるのは「差押処分」と、第四百七十七條第一項及び第四百四十八條第一項中「差押えに係る債権」とあるのは「差押えに係る金銭債権」と、第四百四十九條中「差押命令が発せられたとき」とあるのは「差押処分がされたとき」と、第六百四十四條第五項中「差押命令の取消決定」とあるのは「差押処分の取消決定若しくは差押処分を取り消す旨の裁判所書記官の処分」と、第六百六十五條(見出しを含む。)中「配当等」とあるのは「弁済金の交付」と読み替えるものとする。

第二章第二節に次の一款を加える。

第五款 扶養義務等に係る金銭債権

についての強制執行の特例

(扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制)

第六十七條の十五 第五百十一條の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権についての強制執行は、前各款の規定により行うほか、債権者の申立てがあるときは、執行裁判所が第六百七十二條第一項に規定する方法により行う。ただし、債務者が、支払能力を欠くため

にその金銭債権に係る債務を弁済することができないとき、又はその債務を弁済することによつてその生活が著しく窮迫するときは、この限りでない。

2 前項の規定により同項に規定する金銭債権について第六百七十二條第一項に規定する方法により強制執行を行う場合において、債務者が債権者に支払うべき金銭の額を定めるに当たつては、執行裁判所は、債務不履行により債権者が受けるべき不利益並びに債務者の資力及び従前の債務の履行の態様を特に考慮しなければならない。

3 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、債務者の申立てにより、その申立てがあつた時(その申立てがあつた後に事情の変更があつたときは、その事情の変更があつた時)までさかのぼつて、第一項の規定による決定を取り消すことができる。

4 前項の申立てがあつたときは、執行裁判所は、その裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせ、又は立てさせないで、第一項の規定による決定の執行の停止を命ずることができる。

5 前項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

6 第六百七十二條第二項から第五項までの規定は第一項の場合について、同条第三項及び第五項の規定は第三項の場合について、第六百七

十三條第二項の規定は第一項の執行裁判所にについて準用する。

(扶養義務等に係る定期金債権を請求する場合の特例)

第六百六十七條の十六 債権者が第五百五十一條の二第一項各号に掲げる義務に係る確定期限の定めのある定期金債権を有する場合において、その一部に不履行があるときは、第三十條第一項の規定にかかわらず、当該定期金債権のうち六月以内に確定期限が到来するものについても、前条第一項に規定する方法による強制執行を開始することができる。

第六百七十三條第一項中「あるときは、」の下に「執行裁判所が」を加える。

第六百九十三條第二項中「前章第二節第四款」を「前章第二節第四款第一目」に改める。

第二百五五條第一項第一号中「物件明細書の作成」を「売却基準価額の決定」に改める。

第二百七條第二項を削る。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八條の規定中民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第三條第二項第一号の改正規定 労働審判法(平

成十六年法律第 号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日 二 附則第三十七条の規定 不動産登記法(平成十六年法律第 号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日 (公示催告手続二関スル法律の廃止) 第二条 公示催告手続二関スル法律(明治二十三年法律第二十九号)は、廃止する。 (経過措置の原則) 第三条 この法律による改正後の民事訴訟法、非訟事件手続法及び民事執行法の規定(罰則を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前のこれらの法律の規定により生じた効力を妨げない。 (電磁的記録による管轄の合意等に関する経過措置) 第四条 第一条の規定による改正後の民事訴訟法(以下「新民事訴訟法」という。)第十一条第三項(新民事訴訟法第二百八十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前にされた管轄裁判所を定める合意及び上告をする権利を留保した控訴をしない旨の合意については、適用しない。 (電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続の特則に関する経過措置) 第五条 第一条の規定による改正前の民事訴訟法(以下「旧民事訴訟法」という。)第三百九十七条	第一項及び第二項の規定によりされた支払督促の申立てについては、なお従前の例による。 (公示催告手続等に関する経過措置) 第六条 この法律の施行前にされた附則第二条の規定による廃止前の公示催告手続二関スル法律(次項において「旧公示催告手続法」という。)第七百六十五条第一項に規定する公示催告の申立てに係る公示催告手続(公示催告によって当該公示催告に係る権利につき失権の効力を生じさせるための一連の手続をいう。次項において同じ。)については、なお従前の例による。 2 前項の公示催告手続においてされた旧公示催告手続法第七百六十九条第一項に規定する除権判決に対する不服申立てについては、なお従前の例による。 (過料事件に関する経過措置) 第七条 新民事訴訟法第八十九条第四項の規定及び第二条の規定による改正後の非訟事件手続法第六十三條第四項(同法第六十四條第八項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に旧民事訴訟法第八十九条第三項の規定又は第二条の規定による改正前の非訟事件手続法(次項において「旧非訟事件手続法」という。)第二百八条第一項の規定による過料の裁判の執行があつた過料事件(過料についての裁判の手続に係る事件をいう。次項において同じ。)については、適用しない。 2 この法律の施行前に旧非訟事件手続法第二百	八条ノ二第一項の規定による過料についての裁判に対する同条第二項の異議の申立てがされた過料事件については、なお従前の例による。 (執行裁判所の執行処分その他の行為等に関する経過措置) 第八条 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件について、その施行前にした第三条の規定による改正前の民事執行法(以下「旧民事執行法」という。)の規定による執行裁判所の執行処分その他の行為であつて同条の規定による改正後の民事執行法(以下「新民事執行法」という。)の規定によれば裁判所書記官がすべきこととされるものに関する新民事執行法の規定の適用については、新民事執行法の相当規定によつてした裁判所書記官の処分その他の行為とみなす。 2 前項の執行裁判所の執行処分その他の行為に對する不服申立てについては、当該執行処分その他の行為につき同項の規定を適用せず、なお従前の例による。 3 この法律の施行前に旧民事執行法第六十八條の第三第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による執行裁判所が売却を実施させるべき旨の申出があつた場合において、この法律の施行の日までに執行裁判所が当該申出に係る売却を実施させる旨の命令を発しなかつたときは、当該申出は、新民事執行法第六十八條の第三第二項(これを準用し、又はその	例による場合を含む。)の規定による裁判所書記官が売却を実施させるべき旨の申出とみなす。 (売却の手続等に関する経過措置) 第九条 この法律の施行前に旧民事執行法第六十三條第一項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による通知がされた民事執行の事件については、同条第二項ただし書(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の場合を除き、なお従前の例による。 2 この法律の施行前に執行裁判所が売却を実施させる旨の命令を発した場合における当該命令に係る売却の手続及び売却の許可又は不許可の決定に係る手続については、新民事執行法第六十條(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。 3 前二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を除き、この法律の施行前に旧民事執行法第六十條(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定により執行裁判所が定めた最低売却価額は、新民事執行法第六十條(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定により執行裁判所が定めた売却基準価額とみなす。 (少額訴訟債権執行に関する経過措置) 第十条 新民事執行法第二章第二節第四款第二目の規定は、この法律の施行前に成立した新民事執行法第六十七條の二第一項各号に掲げる少
---	--	--	---

額訴訟に係る債務名義による金銭債権に対する強制執行については、適用しない。

2 この法律の施行の日が不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第 号)の施行の前日である場合には、同法の施行の日の前日までの間における新民事執行法第六十七條の十四の規定の適用については、同条中「第六百六十四條第五項及び第六項」とあるのは「第六百六十四條第四項及び第五項」と、「第六百六十四條第五項中」とあるのは「第六百六十四條第四項中」とする。

(民法施行法の一部改正)
 第十一條 民法施行法(明治三十一年法律第十一號)の一部を次のように改正する。
 第五十七條中「公示催告ノ手續」を「非訟事件手續法(明治三十一年法律第十四號)第四百四十二條二規定スル公示催告手續」に改める。
 (商法の一部改正)
 第十二條 商法(明治三十二年法律第四十八號)の一部を次のように改正する。

第二百三十條ノ九ノ二中「公示催告手續ニ關スル法律(明治二十三年法律第二十九號)第七編を「非訟事件手續法(明治三十一年法律第十四號)第四編」に改める。
 第二百八十條ノ三十四ノ二第一項中「公示催告ノ手續を「非訟事件手續法第四百四十二條二規定スル公示催告手續」に改め、同条第二項中「除權判決」を「非訟事件手續法第四百四十八條第一項

二規定スル除權決定」に改める。

第五百十八條中「公示催告ノ申立」を「非訟事件手續法第五百十六條二規定スル公示催告ノ申立」に改める。

(担保附社債信託法の一部改正)

第十三條 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二號)の一部を次のように改正する。
 第五十一條を次のように改める。

第一百十一條 削除
 (公証人法及び裁判官分限法の一部改正)

第十四條 次に掲げる法律の規定中「非訟事件手續法第二百八條」を「非訟事件手續法(明治三十一年法律第十四號)第六百六十三條」に改める。

一 公証人法(明治四十一年法律第五十三號)第八十四條第二項
 二 裁判官分限法(昭和二十二年法律第二百二十七號)第十三條

(抵当証券法の一部改正)
 第十五條 抵当証券法(昭和六年法律第十五號)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「非訟事件手續法」の下に「明治三十一年法律第十四號」を加える。
 第二十一條第二號中「除權判決」を「非訟事件手續法第四百四十八條第一項二規定スル除權決定」に改める。

(家事審判法の一部改正)
 第十六條 家事審判法(昭和二十二年法律第五百十二號)の一部を次のように改正する。

第二十九條第三項を次のように改める。

前二項に規定するもののほか、過料についての審判に関しては、非訟事件手續法第五編の規定を準用する。ただし、同法第六百六十二條及び第六百六十四條中檢察官に関する規定は、この限りでない。

(戸籍法等の一部改正)

第十七條 次に掲げる法律の規定中「過料の」を「過料についての」に改める。

一 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四號)第二百二十三條
 二 外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五號)第二十條(見出しを含む)。

三 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一號)第五十二條
 四 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九號)第二十四條

第二項及び第三項
 (少年法及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正)

第十八條 次に掲げる法律の規定中「第二百八條」を「第六百六十三條」に改める。

一 少年法(昭和二十三年法律第六十八號)第三十一條第二項
 二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第一百十號)第七十八條第二項

(司法書士法の一部改正)

第十九條 司法書士法(昭和二十五年法律第九十七號)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第六號ただし書中「事項」の下に「ホに掲げる手續を除く。」を加え、同号に次のように加える。

ホ 民事執行法(昭和五十四年法律第四號)

第二章第二節第四款第二目の規定による少額訴訟債権執行の手續であつて、請求の価額が裁判所法第三十三條第一項第一號に定める額を超えないもの

第三條第六項中「第七條」の下に「又は民事執行法第二十條」を、「ハまで」の下に「又はホ」を、「訴訟代理人」の下に「又は代理人」を加え、同条第七項に次のただし書を加える。

ただし、第二項に規定する司法書士であつて第一項第六號イに掲げる手續のうち少額訴訟の手續において訴訟代理人になつたものが同号ホに掲げる手續についてする訴訟行為については、この限りでない。

(地方税法の一部改正)
 第二十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百十六號)の一部を次のように改正する。

第十三條の三第二項中「裁判所」の下に「民事執行法(昭和五十四年法律第四號)第六百六十七條の二第二項に規定する少額訴訟債権執行にあつては、裁判所書記官」を加え、「同項」を「前項」に改める。

第十七条の四第二項中「一に」を「いずれかに」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第二号中「昭和五十四年法律第四号」を削り、「差押命令」の下に「又は差押処分」を加える。

(民事調停法の一部改正)

第二十一条 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の見出し中「過料の」を「過料についての」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項に規定するもののほか、過料についての決定に関しては、非訟事件手続法第五編の規定を準用する。ただし、同法第六十二條及び第六十四條中檢察官に関する規定は、この限りでない。

(農地法の一部改正)

第二十二條 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第二項第一号中「最低売却価額」を「民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第六十條第三項に規定する買受可能価額」に改める。

(関税法の一部改正)

第二十三條 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十三條第三項中「一に」を「いずれかに」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第一号中「差押命令」の下に「又は差押処分」を加える。

(滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部改正)

第二十四條 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十條の三第一項中「差押命令」の下に「又は差押処分」を加え、同条第二項中「差押命令」の下に「又は差押処分」を加え、「執行裁判所」を「差押命令を發した執行裁判所又は差押処分をした裁判所書記官」に改め、「知つたときは、」の下に「差押命令を發した執行裁判所の裁判所書記官又は差押処分をした」を加える。

第二十條の四及び第二十條の五中「差押命令」の下に「又は差押処分」を加える。

第二十條の六第一項中「差押命令」の下に「又は差押処分」を加え、同条第三項中「執行裁判所」の下に「(差押処分がされている場合に)あつては、当該差押処分をした裁判所書記官」を加える。

第二十條の七第一項中「執行裁判所」を「差押命令を發した執行裁判所又は差押処分をした裁判所書記官」に改め、同条第二項中「第六十五條」の下に「(同法第六十七條の十四において同法第六十五條(第三号及び第四号を除く。))の規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。」を加える。

第二十條の八第一項中「強制執行による差押命令」の下に「又は差押処分」を、「執行裁判所」

の下に「(差押処分がされている場合に)あつては、当該差押処分をした裁判所書記官」を、「差押えを」との下に「(裁判所」とあるのは「裁判所(差押処分がされている場合に)あつては、当該差押処分をした裁判所書記官」とを加え、「強制競売の手続」とあるのは「差押命令」を「強制競売の手続を取り消す決定」とあるのは「差押命令若しくは差押処分を取り消す決定又は差押処分を取り消す旨の裁判所書記官の処分」と、「裁判所書記官」とあるのは「差押命令を發した執行裁判所の裁判所書記官又は差押処分をした裁判所書記官」に改める。

第三十六條の三第二項中「執行裁判所」の下に「(差押処分がされている場合に)あつては、当該差押処分をした裁判所書記官」を加える。

第三十六條の六第二項中「執行裁判所」の下に「(差押処分がされている場合に)あつては、当該差押処分をした裁判所書記官」を加え、同条第三項中「裁判所書記官」を「執行裁判所の裁判所書記官又は差押処分をした裁判所書記官」に改め、同条第四項中「差押命令」の下に「若しくは差押処分」を、「決定」の下に「若しくは差押処分を取り消す旨の裁判所書記官の処分」を加える。

第三十六條の七中「第六十七條」の下に「(同法第六十七條の十四において準用する場合を含む。以下この条、第三十六條の九及び第三十六條の十第一項において同じ。)」を加え、「同条

第六條の十第一項において同じ。)」を加え、「同条

第一項」を「同法第六十七條第一項」に改める。

第三十六條の九中「第六十六條第二項」の下に「(第六十七條の十四において準用する場合を含む。)」を加える。

第三十六條の十第一項中「配当等」の下に「(実施し、又は裁判所書記官が弁済金の交付を)」を加え、同条第二項中「執行裁判所」の下に「(差押処分がされている場合に)あつては、当該差押処分をした裁判所書記官」を加える。

第三十六條の十一第一項中「強制執行による差押命令」の下に「若しくは差押処分」を加え、「強制競売の手続」とあるのは「差押命令」を「強制競売の手続を取り消す決定」とあるのは「差押命令若しくは差押処分を取り消す決定若しくは差押処分を取り消す旨の裁判所書記官の処分」と、「裁判所書記官」とあるのは「差押命令を發した執行裁判所の裁判所書記官又は差押処分をした裁判所書記官」と、第三十條中「強制競売の申立てが」とあるのは「強制執行による差押命令若しくは差押処分の申立てが」と、「強制競売の手続を取り消す決定」とあるのは「差押命令若しくは差押処分を取り消す決定若しくは差押処分を取り消す旨の裁判所書記官の処分」に改め、同条第二項中「差押命令」の下に「又は差押処分」を加える。

(企業担保法の一部改正)

第二十五條 企業担保法(昭和三十三年法律第百

六号)の一部を次のように改正する。

第五十条中「この場合において」の下に、「同法第五十九条第五項中「次条第一項に規定する売却基準価額」とあるのは「最低競売価額」とを、「執行裁判所」とあるのは「管財人」との下に、「同項及び同法第七十一条第六号中「売却基準価額」とあるのは「最低競売価額」と、同法第六十三条第一項から第三項まで及び第六十七条中「買受可能価額」とあるのは「最低競売価額」とを加える。

(国税徴収法の一部改正)

第二十六条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「裁判所」の下に「民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第六十七條の二第二項(少額訴訟債権執行の開始に規定する少額訴訟債権執行にあつては、裁判所書記官)を加える。

(国税通則法の一部改正)

第二十七条 国税通則法(昭和三十七年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項中「一」を「いずれかに」に、「掲げる」を定めるに改め、同項第一号中「差押命令」の下に「又は差押処分」を加える。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第二十八条 民事訴訟費用等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「通数」の下に「事件の記録が

電磁的記録で作成されている場合にあつては、当該電磁的記録に記録された情報の内容を画面に出力したときのその通数」を加え、同条第十八号中「第三百八十一条又は」を削る。

第三条第二項第一号中「第三百九十七条第三項」を「第三百九十八条第一項(同法第四百二条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第九条第二項中「支払督促」の下に「若しくは差押処分」を加える。

第十三条の二に次の一号を加える。

四 少額訴訟債権執行(民事執行法第六十七條の二第二項に規定する少額訴訟債権執行をいう。以下同じ。)の手續

別表第一の一の項イ中「強制競売又は担保権の実行としての競売」を「強制競売若しくは担保権の実行としての競売」に、「強制執行又は競売」を「強制執行若しくは競売」に改め、「除く。」の下に「又は金銭債権の差押処分の申立て」を加え、同表の一の二の項イ中「民事執行法」の下に「第六十七條の十五第一項」を加え、同表の一六の項中「公示催告手續二關スル法律(明治二十三年法律第二十九号)第七百六十四條の規定による公示催告の申立て」を削り、同表の一七の項口中「選任の申立て」の下に「同法第四十七條第四項若しくは第四十九條第五項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て」を、「代払の許可を求める申立

て」の下に、「同法第六十二条第三項若しくは第六十四条第六項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て」を、「買受人のための保全処分の申立て」の下に、「同法第七十八条第六項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て」を、「差押物の引渡命令の申立て」の下に、「少額訴訟債権執行の手續における裁判所書記官の執行処分に対する執行異議の申立て、少額訴訟債権執行の手續における裁判所書記官に対する配当要求、同法第六十七條の十五第三項の規定による申立て」を加え、「不動産競売」を「担保不動産競売」に改める。

別表第二の一の項及び二の項中「記録」を「事件の記録」に改め、同表の三の項中「記録」を「事件の記録」に改め、「について原本」の下に「(事件の記録が電磁的記録で作成されている場合に

あつては、当該電磁的記録に記録された情報の内容を画面に出力したときのその畫面。以下同じ。)」を加える。

(民事訴訟費用等に関する法律に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行の日が労働審判法の施行の日である場合には、同法の施行の日の前日までの間における民事訴訟費用等に関する法律第三条第二項の規定の適用については、同項中「第三百九十七條第三項」とあるのは、「第三百九十八條第一項(同法第四百二条第二項において準用する場合を含む。)」とする。

(仮登記担保契約に関する法律の一部改正)

第三十条 仮登記担保契約に関する法律(昭和五十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「所有権」を「裁判所書記官は、所有権に、「が定められたときは、裁判所書記官」を「を定めたとき」に改める。

(民事保全法の一部改正)

第三十一条 民事保全法(平成元年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四十七條第五項中「第四項本文及び第五項」を「第六項本文及び第七項」に改める。

第六十二条第一項中「不動産」を「係争物」に改める。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正)

第三十二条 次に掲げる法律の規定中「除権判決」を「除権決定」に改める。

一 協同組織金融機関の優先出資に関する法律

(平成五年法律第四十四号)第三十条
二 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社

による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第四十九条

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第三十三条 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第四十八条の四の二第五項及び第四十九条第一項中「除権判決」を「除権決定」に改める。

第七十七條第一項中「公示催告の手続」を「非訟事件手続法第四百二条に規定する公示催告手続」に改め、同条第二項中「除権判決」を「非訟事件手続法第四百八条第一項に規定する除権決定」に改め、同条第三項中「者が」の下に「非訟事件手続法第五十六条に規定する」を加える。

(特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法の一部改正)

第三十四条 特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法(平成十年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「含む。」の下に「以下この条において同じ。」を加え、「最低売却価額」を「同項に規定する売却基準価額」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第三十五条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十

六号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項及び第三項中「差押命令」の下に「又は差押処分」を加える。

第三十六条第一項中「差押命令」の下に「又は差押処分」を加え、同条第三項中「執行裁判所」を「差押命令を発した執行裁判所又は差押処分をした裁判所書記官」に改め、同条第四項中「執行裁判所」の下に「(差押処分がされている場合にあっては、当該差押処分をした裁判所書記官)」を加え、同条第五項中「第六百六十五条」の下に「(同法第六百六十七条の十四において同法第六十五条(第三号及び第四号を除く。)の規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を加える。

第三十八條第二項中「謄本を執行裁判所」の下に「(差押処分がされている場合にあっては、当該差押処分をした裁判所書記官。以下この項において同じ。)」を加える。

(電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正)

第三十六条 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五百十三号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項中「行政機関等」という。の下に「裁判所」を加える。

(不動産登記法の一部改正)

第三十七條 不動産登記法の一部を次のように改正する。

第七十条第一項中「公示催告手続二関スル法律(明治二十三年法律第二十九号)第七百六十五条第一項」を「非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第四百一条」に改め、同条第二項中「公示催告手続二関スル法律第七百六十九条第一項に規定する除権判決」を「非訟事件手続法第四百八条第一項に規定する除権決定」に改める。

第六百八条第五項中「明治三十一年法律第十四号」を削る。

(不動産登記法に関する経過措置)

第三十八條 この法律の施行の日が不動産登記法の施行の前日である場合には、同法の施行の日の前日までの間における不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第四百二条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「公示催告手続二関スル法律(明治二十三年法律第二十九号)ノ規定ニ從ヒテ」とあるのは「非訟事件手続法第四百一条ニ規定スル」と、同条第二項中「除権判決」とあるのは「非訟事件手続法第四百八条第一項ニ規定スル除権決定」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十九條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四十条 附則第三条から第十条まで、第二十九条及び前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

民事関係手続の一層の迅速化及び効率化等を図るため、民事訴訟手続等における申立て等を電子情報処理組織を用いて行うことを可能とするとともに、簡易裁判所における少額訴訟に関する債権執行制度の創設、民事執行手続における裁判官と裁判所書記官との職務分担の合理化、不動産競売における最低売却価額の売却基準価額への変更、扶養義務等に基づく金銭債務についての間接強制制度の創設、公示催告手続の迅速化等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第五十九回国会開法第七十七号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年の社会経済情勢の変化等に伴い、民事関係手続を国民がより利用しやすいものとするとの観点から、その一層の迅速化及び効率化等を図るため、民事訴訟法等の見直しを

行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 民事訴訟手続等における申立て等のオンライン化

民事訴訟法等の法令上書面によることとされている申立て等であつて最高裁判所規則で定めるものについて、電子情報処理組織を利用して行うことができるようにするものとする。

2 少額訴訟債権執行制度の創設

少額訴訟に係る債務名義については、地方裁判所のほか、国民に身近な簡易裁判所でも債権執行を行うことができるものとする。

3 最低売却価額制度の見直し

不動産の競売手続の円滑化を図るため、最低売却価額を売却基準価額として、これを二割下回る価額の範囲内での買受けの申出を認めるものとする。

4 扶養義務等に基づく金銭債務についての間接強制制度の創設

養育費等の扶養義務等に基づく金銭債務についての強制執行は、現在認められている直接強制のほか、間接強制の方法によることもできるようにするものとする。

5 公示催告手続の迅速化

公示催告手続について、有価証券の無効の宣言をするための公示催告期間の下限を六月

から二月に短縮し、手続全体を決定手続とするものとする。

6 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、民事関係手続の一層の迅速化及び効率化等を図るためのもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十六年十一月二日

法務委員長 塩崎 恭久

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 民事訴訟に関する手続における申立て等が、最高裁判所規則の定めるところにより、電子情報処理組織（オンライン）を用いてすることができるようになったことを踏まえ、その周知に努

めると共に、申立て等によって得られた電子情報の管理については十分な注意を払うこと。

二 少額訴訟債権執行制度は、簡易迅速な手続である少額訴訟の利便性をより向上させるため、簡易裁判所において、少額訴訟に係る債務名義による債権執行手続ができるように特別に認められたものであることに鑑み、権利実現がより円滑に行われるよう、その制度趣旨について周知徹底を図ること。

三 売却基準価額制度の導入については、最低売却価額制度の見直しが行われた趣旨が尊重され、執行妨害を助長することなく、売却がより短期間で円滑に行われるよう、十分な配慮をすること。

四 扶養義務等に係る金銭債務についての強制執行を、間接強制の方法により行う場合に、必要とされる債務者の支払能力等の要件を明確に理解できるよう、その趣旨について周知徹底を図ること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番四号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
一〇円	二五円